

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 5 月 1 日
【計算期間】	第 3 期 （自 平成20年 2 月 8 日 至 平成21年 2 月 9 日）
【ファンド名】	エル・プラス 2006-02
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として「Lプラス・マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信		不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇単位型投信

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇特殊型（絶対収益追求型）

目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において絶対収益追求型に属するものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)			ブル・ベア型
	年2回	日本			
	年4回				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)	条件付運用型
	年12回 (毎月)	欧州			
	日々	アジア			
不動産投信	その他 ()	オセアニア			絶対収益追求型
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分変更型(その他資産(債券先物、通貨))))		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 ()
		アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分変更型（その他資産（債券先物、通貨））））
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券先物の活用および通貨への投資を行ない、複数資産（債券および通貨）からの収益を得ることをめざします。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。
「資産配分変更型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
- ◇年1回
目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ◇グローバル（含む日本）
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ◇ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ◇為替ヘッジあり（部分ヘッジ）
目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。
- ◇絶対収益追求型
目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。

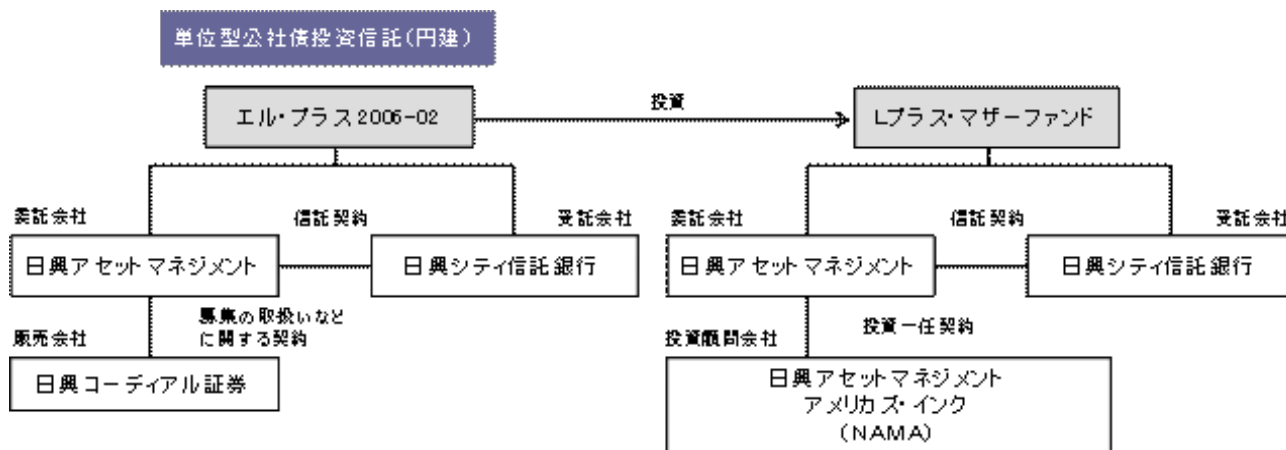
上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

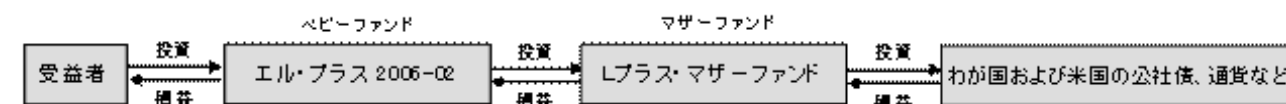
1. ファンドの特徴

- 1) 当ファンドは、「Lプラス・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、世界主要国の債券（債券先物取引などを含みます。）および通貨（外国為替予約取引などを含みます。）を主要投資対象とした公社債投資信託です。
 - ・主として日本および米国の公社債などに投資するとともに、日本を含む世界主要国の債券先物取引および外国為替予約取引を積極的に行ない、ベンチマーク（1ヵ月円LIBOR金利）を上回る投資成果をめざします。
- 2) ロング・ショート相対価値戦略による絶対リターンを追求します。
 - ・債券先物取引および外国為替予約取引などを用いたロング・ショート相対価値戦略を採用することで、各国間の価格変動リスクを相殺し、世界の株式市場や債券市場に対して低相関のリターンを獲得することをめざします。
- 3) Lプラス・シリーズ最初のベビーファンドは1999年10月に設定されました。
 - ・単位型投資信託として81ファンドが設定され、現在も40のベビーファンドを運用中です。マザーファンドの純資産残高は約756億円となっています（2009年3月末日現在）。

2. ファンドのストラクチャー



ファンドは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド「エル・プラス 2006-02」とし、その資金をマザーファンド「Lプラス・マザーファンド」に投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行なう、ファミリーファンド方式で運用することを基本とします。



注) 「Lプラス・マザーファンド」の運用においては、わが国および米国の公社債、通貨の他、債券先物取引や外国為替予約取引などが用いられます。

3. マザーファンドの運用状況

<3.1. マザーファンドの運営>

マザーファンドは1999年10月29日に金39億3,700万円で信託契約が締結され、「日興－CDC－Lプラス・マザーファンド」の名称で信託財産の運用が開始されました。マザーファンドの信託財産にかかる運用指図は、委託会社からCDCインベストメント・マネジメント社に外部委託されていました。2002年3月1日、当該運用の外部委託先はCDCインベストメント・マネジメント社から、日興オルタナティブアセットマネジメント・インク（現 日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（以下「投資顧問会社」または「NAMA」ということがあります。）に変更されています。またこれに関連して、2002年4月8日、マザーファンドの名称は「Lプラス・マザーファンド」に変更されました。

＜3.2. マザーファンドの各月末の純資産総額の推移（百万円）＞

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
1月	—	11,253	21,817	40,647	65,090	179,866	159,773	203,380	184,633
2月	—	13,400	20,446	40,052	67,416	173,954	157,938	206,250	174,425
3月	—	13,243	20,053	36,769	69,669	165,411	152,621	198,121	150,050
4月	—	13,348	33,393	37,051	76,481	161,651	163,440	195,327	149,675
5月	—	14,418	33,767	36,050	95,013	160,048	164,368	193,725	148,016
6月	—	14,475	38,641	36,918	110,831	147,044	163,625	185,837	145,643
7月	—	15,802	41,485	34,919	120,878	164,347	152,181	187,925	141,612
8月	—	16,955	42,266	40,692	119,379	161,455	174,606	185,667	134,939
9月	—	18,479	43,609	43,903	131,692	162,187	176,815	183,463	136,220
10月	3,937	19,899	47,048	47,696	155,314	162,820	177,737	182,908	134,663
11月	4,256	21,157	47,080	49,887	165,008	162,276	171,332	180,593	128,021
12月	7,452	21,681	40,722	53,815	179,643	161,815	203,621	181,180	126,741
	2008年	2009年							
1月	126,775	78,486							
2月	115,854	75,346							
3月	103,605	75,600							
4月	104,378	—							
5月	101,868	—							
6月	104,514	—							
7月	97,314	—							
8月	92,674	—							
9月	91,664	—							
10月	85,738	—							
11月	81,868	—							
12月	80,115	—							

＜3.3. マザーファンドの各月末の基準価額の推移（円）＞

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
1月	—	10,128	10,744	11,066	12,315	14,095	14,467	15,973	16,207
2月	—	10,200	10,778	11,168	12,306	14,255	14,580	15,916	15,905
3月	—	10,170	11,187	11,131	12,382	14,298	14,419	15,766	15,660
4月	—	10,251	10,786	11,238	12,640	13,999	14,732	15,671	15,691
5月	—	10,165	10,742	11,364	13,168	13,931	14,918	15,496	15,693
6月	—	10,067	10,858	11,638	13,266	13,856	15,409	15,277	16,093
7月	—	10,167	10,870	11,777	12,838	14,065	15,334	15,279	16,188
8月	—	10,225	11,009	11,893	12,814	13,998	15,228	15,321	16,177
9月	—	10,286	11,092	11,899	13,222	14,061	15,671	15,253	16,450
10月	10,000	10,310	11,189	11,853	13,441	14,065	16,007	15,462	16,385
11月	10,061	10,400	11,156	11,865	13,568	14,118	16,088	15,495	16,252
12月	9,962	10,647	11,096	12,028	13,707	14,313	15,915	15,849	16,239
	2008年	2009年							
1月	16,706	17,447							
2月	16,946	17,345							
3月	17,001	17,466							
4月	17,296	—							
5月	17,571	—							
6月	17,750	—							
7月	17,796	—							
8月	17,543	—							
9月	17,512	—							
10月	17,317	—							
11月	17,389	—							
12月	17,379	—							

4. マザーファンドの投資方針

＜投資方針および投資目的＞

マザーファンドの運用に当たって投資顧問会社は、主にグローバル金融市場においてロング・ショート相対価値戦略（「6. オーバーレイ・ポートフォリオの運用で採用される投資戦略」で定義します。「グローバル・ダイナミック・アセット・アロケーション」または「G D A A」ともいいます。）を採用し、世界の株式市場、債券市場に対する相関の低いリターンにより、安定的な投資資本の成長を得ることを投資目標としています。ポートフォリオの構築に当たっては、主として、限られた取引時間内にマザーファンドのポジションを構築・解消できるだけの十分な流動性を備えたインストゥルメントを用いる予定です。

マザーファンドは、1ヵ月円LIBOR金利（以下「ベンチマーク」といいます。）を上回る投資成果（以下「超過リターン」といいます。）をめざします。目標とするリスクの水準は、マザーファンドのリターンの年率換算標準偏差で8%程度かそれを下回る水準とします。ただし、市況環境を考慮して弾力的にリスクをコントロールすることを試みます。

これらのパフォーマンス目標が達成されるという保証はありません。

5. 投資対象

マザーファンドのポートフォリオは、①現物資産ポートフォリオと②オーバーレイ・ポートフォリオに大別されます。

①現物資産ポートフォリオはベンチマークリターンの獲得を、②オーバーレイ・ポートフォリオは超過リターンの獲得をめざします。

① 現物資産ポートフォリオの投資対象

マザーファンドの現物資産ポートフォリオは、主として残存期間の短い日本国債ならびに翌日物コールなどの現金および現金同等物に投資される予定です。これ以外でも、米国財務省証券、米国政府保証債、およびそれらに担保したレポ取引契約、コマーシャル・ペーパー、割引債、定期預金、銀行引受手形、その他の先進各国の国債または政府保証債などにも投資される可能性があります。現物資産ポートフォリオに円建て以外の資産が組み入れられている場合は円に対してヘッジされる予定です。

② オーバーレイ・ポートフォリオの投資対象

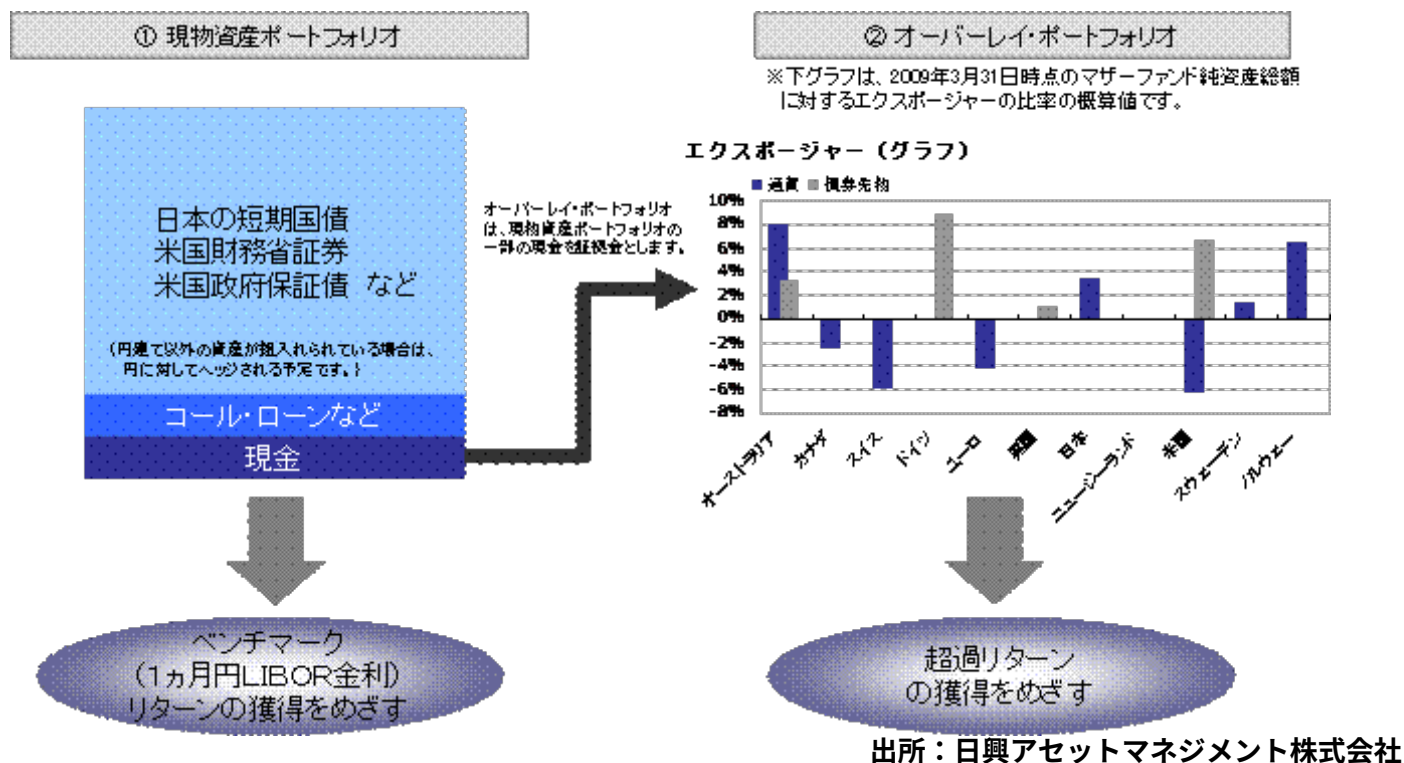
超過リターンを獲得することを目的としてオーバーレイ・ポートフォリオが構築されます。通貨スポット取引および先渡取引、通貨および金利にかかる先物取引、債券先物取引などを採用する予定です。オーバーレイ・ポートフォリオを構成する要素の候補のリストをコア・ユニバースといいます（次表参照）。オーバーレイ・ポートフォリオはコア・ユニバースの各要素のロング・ショート相対価値戦略によるポートフォリオとなります。

③ コア・ユニバース

地域	債券先物取引	外国為替予約取引など
欧州		
フランス	フランス国債	ユーロ
ドイツ	ドイツ国債	ユーロ
イタリア		ユーロ
オランダ		ユーロ
ノルウェー		ノルウェー・クローネ
スペイン	スペイン国債	ユーロ
スウェーデン		スウェーデン・クローナ
スイス	スイス国債	スイス・フラン
英国	英国債	英・ポンド
ドル圏		
オーストラリア	オーストラリア国債	オーストラリア・ドル
カナダ	カナダ国債	カナダ・ドル
ニュージーランド		ニュージーランド・ドル
米国	米国債	米・ドル
アジア		
日本	日本国債	日本・円
シンガポール		シンガポール・ドル

注) 上記のリスト外の先進各国の通貨ならびに債券であっても、それぞれの債券先物市場および通貨市場における進展如何によっては、コア・ユニバースに追加される可能性があります。コア・ユニバースに新しい国の要素を追加する際は、十分かつ一貫した流動性があるだけでなく、変動相場制であり、予測に用いられるファクターの十分な時系列データを持ち、政局の安定性があることが要求されます。

④ ポートフォリオのイメージ



※上記のポートフォリオ例は、ポートフォリオのイメージをご理解いただくために作成したものであり、具体的な投資比率を示唆するものではありません。

⑤ カウンター・パーティー

債券先物取引は取引所取引インストゥルメントです。これらの取引については、各々の取引所および決済機構がマザーファンドのカウンター・パーティーとなります。一方、外国為替予約取引はカウンター・パーティーが必要であり、カウンター・パーティーの信用格付が重要です。マザーファンドは、投資顧問会社のインベストメント・チーム（以下「インベストメント・チーム」といいます。）が十分な信用力があると判断するカウンター・パーティーだけにエクスポージャーをもちます。

6. オーバーレイ・ポートフォリオの運用で採用される投資戦略

<6.1.投資哲学>

インベストメント・チームは、経済および金融の情報に対してインストゥルメントの市場価格が十分素早く反応しない場合に、市場でミス・プライシングが生じると考えます。インベストメント・チームは、グローバル金融市場の債券および通貨について、相対価値および方向性のポジションをとる戦略（以下「ロング・ショート相対価値戦略」といいます。）を用いることによって、市場の投資機会を利用することを試みます。更にインベストメント・チームは、専ら先物取引および先渡取引などを用いることによって、スプレッド・リスクや信用リスクなどの伝統的な投資に伴う固有の市場リスクのうち相応の範囲のリスクを避けることができると考えます。またインベストメント・チームは、オーバーレイ・ポートフォリオからのリターンが、グローバル金融市場のベンチマーク指数に対しても、低いあるいは負の相関となることを期待しています。

<6.2.アプローチ>

インベストメント・チームは、統制がとれていることが期待され、定量分析と定性分析を用いる4段階のプロセスを採用しています。

4段階のプロセス

1. 定量分析過程

インベストメント・チームは、入手が容易な経済および金融データを用い、複数国にまたがるコア・ユニバースの各資産の相対リターン（リスク・フリー・レートに対する相対リターンを指しています。以下同じ。）の予測値、その予測誤差の偏差（ボラティリティ）および予測誤差間の相関を導き出すようにデザインされた、ベイズ統計モデル（以下「モデル」といいます。）を採用しています。モデルは、全てのアウトプット（上記の相対リターン、ボラティリティ、相関などの予測値を指します。以下同じ。）を同時推定する、1つに統合されたモデルとしてデザイン

されています。モデルは、グローバル金融市場間の相互依存関係およびグローバル投資家のアセット・アロケーション決定、すなわちグローバル金融市場間の資金移動などを認識するようデザインされています。

[インプット]

モデルは、矛盾のない定量的な金融市場の評価を提供するようデザインされています。モデルのインプットとして経済および金融のファンダメンタル・ファクターを使用しています。これらのファクターは以下のものを含みます。

- ・短期金利
- ・流動性の状態
- ・イールド・カーブの特徴
- ・長期金利の変化
- ・長期金利の水準
- ・商品価格の変化
- ・株式市場評価水準
- ・誤差の偏差のモメンタム

これらのファクターは、新しい分析を経て、時間の経過とともに変化する可能性があります。

[アウトプット]

リターン（相対リターンの予測値）：

コア・ユニバースの各資産の相対リターンを導くモデルは、資産毎または国毎に独立したモデルや、相対リターンとその偏差の予測が分離されたモデリング・システムと対照的に、1つに統合されたモデルです。このことに加えて、コア・ユニバースの各資産について同じファクターに着目しているので、コア・ユニバースの各資産間の関連性を評価することができます。この技法は、Seemingly Unrelated Regressions（SUR：見かけ上無関係な方程式の推計）として知られています。グローバル金融市場はそれぞれ独立しているように見える反面、異なる市場間には非常に強い関係があることも認識しています。インベストメント・チームは、統合されたアプローチを採用することによって、グローバル金融市場の資産間の相互依存関係を捉えるを試みます。シュリンケージ（shrinkage：縮小化）またはデータ・プーリング（data pooling：情報蓄積）として知られる統計アプローチもまた、モデルに組み込まれています。この統計アプローチを単純化していえば、英国の短期金利の変化が英ポンドに与える影響と同様な影響を、米国の短期金利の変化が米ドルに与えることは感覚的に理解できます（この場合は短期金利がファクターで、影響度を見積もったものがファクターに対する感応度になります。）。もし、マルチ・ファクター・モデルを用いて将来のポンドのリターンを予測するとすれば、それぞれのファクターの変化に対する感応度を推計する必要があります。米国のデータおよび英国のデータを統合することによって、英国のデータだけを使う場合に比べて、感応度の推計を向上させることが期待されます。コア・ユニバースの各資産全てにこの技法を拡張すれば、更に感応度の推計を向上させることができるとインベストメント・チームは考えます。

ボラティリティ（相対リターンの予測誤差の偏差）：

インベストメント・チームは、コア・ユニバースの各資産の過去のリターンのボラティリティではなく、主として相対リターンの予測値の偏差を重要視しています。単純化していえば、コア・ユニバースの各資産のヒストリカル・ボラティリティよりはむしろ、インベストメント・チームの推計する相対リターンの予測の精度をより重要視しています。

相関（相対リターンの予測誤差間の相関）：

インベストメント・チームは、相対リターンの予測誤差間の相関を重要視しています。コア・ユニバースの各資産のヒストリカル・リターン間の相関よりも、むしろファンダメンタル・ファクター以外の要因がコア・ユニバースの各資産のリターンに与えている影響をより重視しています。インベストメント・チームは、ファンダメンタル・ファクターによる予測寄与度と非ファンダメンタル・ファクターの影響、すなわち予測誤差を分離し、広くヘッジアウトできるような、分散されたロング・ショートオーバーレイ・ポートフォリオを構築することを目的としています。

2. インベストメント・チームによる定性分析

インベストメント・チームは、モデルのアウトプットおよびモデルが推奨するオーバーレイ・ポートフォリオを再評価し、選挙、中央銀行の政策、またはその他の政治リスクなどの、モデルが定量的に評価できない定性的なリスクに対して分析を行ない、その評価を定量分析の結果に加えます。インベストメント・チームは、ローカルな視点、グローバルな視点の双方から経済問題やイベントの金融市場への影響を考慮していく予定です。

3. オーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの決定

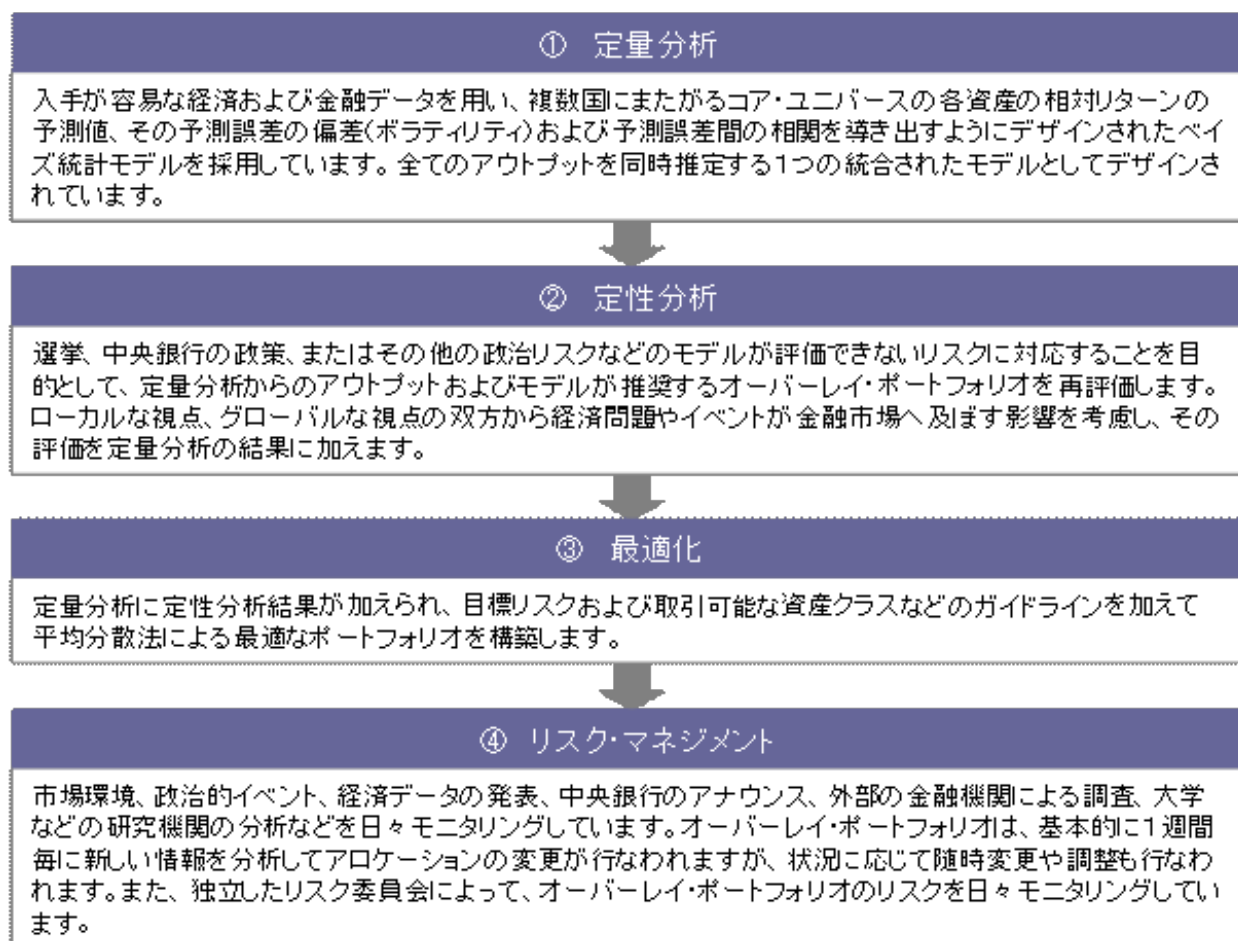
インベストメント・チームは、オーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの決定にあたっては、標準的な平均分散最適化を用いています。インベストメント・チームの定性分析が加えられたモデルのアウトプットに、オーバーレイ・ポートフォリオのリスク目標や取引可能な資産クラス、インストゥルメントなどのインベストメント・ガイドラインを加えてオーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの最適化を行ないます。

4. オーバーレイ・ポートフォリオのモニタリングおよびマネジメント

インベストメント・チームは、市場環境、政治的イベント、経済データの発表、中央銀行のアナウンス、外部の金融機関による調査、大学などの研究機関の分析、などから発表される情報を日次でモニタリングしています。オーバーレイ・ポートフォリオは、基本的に一週間毎に新しい情報を分析してアロケーションの変更が行なわれますが、状況に応じて随時変更や調整も行なわれます。オーバーレイ・ポートフォリオのリスクは基本的に日々計算されます。

運用プロセス

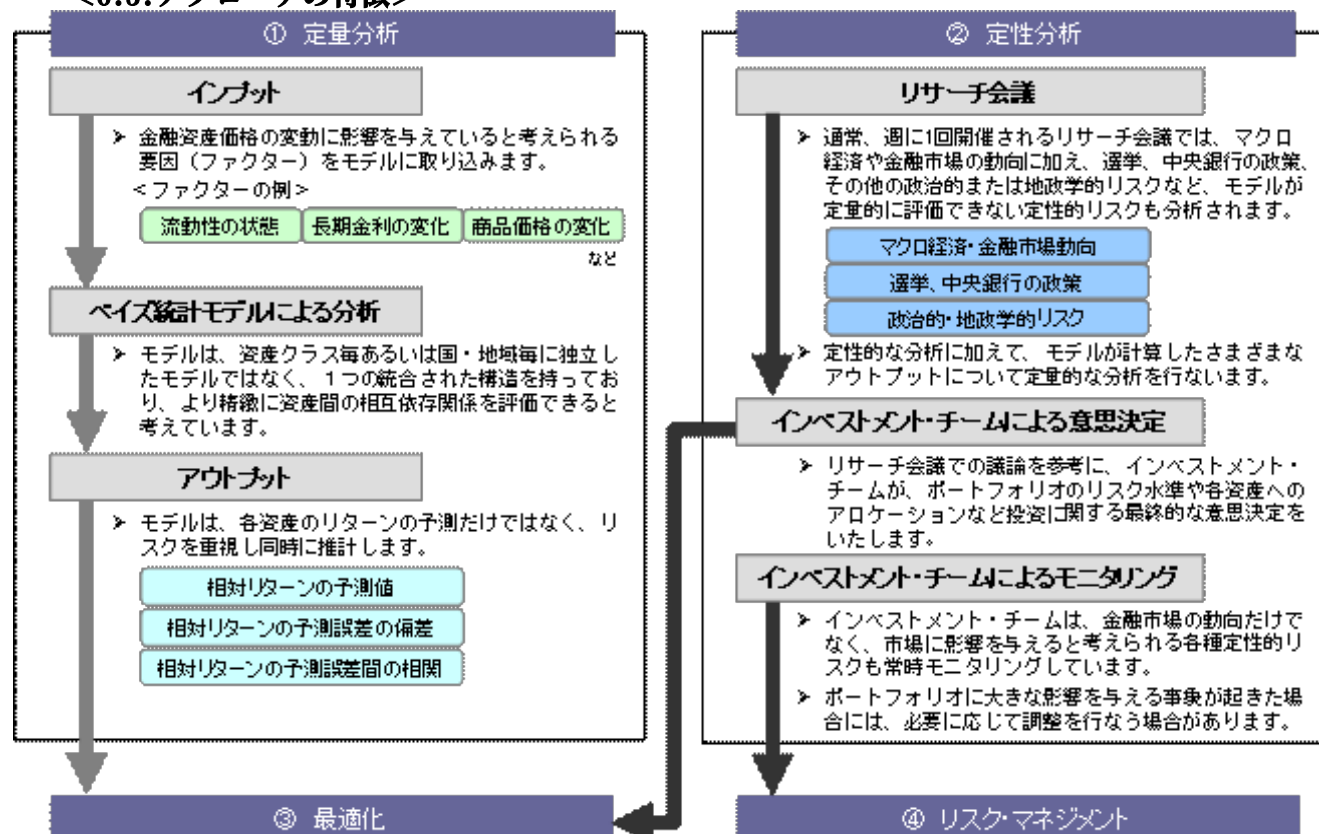
オーバーレイ・ポートフォリオは、基本的に週1回リバランスします。加えて市場環境の変化に応じ随時調整します。



※資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては上記のような運用ができない場合があります。

※上記は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

<6.3.アプローチの特徴>



※資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては上記のような運用ができない場合があります。

※上記は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

マザーファンドの運用の特徴

基本戦略

主要先進国の債券・通貨を中心としたグローバルな債券先物取引・外国為替予約取引のロング・ショート相対価値戦略です。

ターゲット・リスク

年率標準偏差 8%程度までの範囲で超過リターンを得ることを目標とし、リスクの低減を重視して運用します。

運用プロセス

ベイズ統計モデルによる分析にインベストメント・チームの定性分析を加えポートフォリオを構築します。

運用スタイル

各資産のリターンの方向性だけでなく、資産間の相対的な歪みを重視して運用します。

アロケーションの変更

週次ベースの予測に基づき基本的に週1回リバランスします。加えて市場環境の変化に応じ随時調整します。

※上記は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（NAMA）について

- ・日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（NAMA）は、日興アセットマネジメント株式会社の100%出資子会社である海外持株会社（日興米州ホールディング株式会社）の傘下にあるグローバル運用の米国拠点です。
- ・NAMAでは、グローバル債券やグローバル株式などの伝統的資産運用から、株式ロング・ショート、マーケット・ニュートラル、グローバル・マクロなどのオルタナティブ運用まで、幅広い資産運用サービスを行なっております。
- ・NAMAは、投資家の皆様にオルタナティブ投資に関する総合的なサービスを提供することをめざしてまいります。

- ④ 信託金限度額
400億円を限度とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

＜エル・プラス 2006-02＞

- ・主として、「Lプラス・マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。ただし、資金動向などによっては組入比率を引き下げることがあります。
- ・また、市況動向などによっては国内債などへの直接投資を行なうこともあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

＜Lプラス・マザーファンド＞

- ・主としてわが国および米国の公社債に投資するとともに、日本を含む先進各国の債券先物取引および通貨先物取引を積極的に行ない、1ヵ月円LIBOR金利を上回る投資成果をめざします。
- ・現物資産ポートフォリオの外貨建資産への投資にあたっては、為替は原則としてフルヘッジするものとします。
- ・ただし、市況動向や資金動向などによっては、上記の運用方針に従った運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

＜エル・プラス 2006-02＞

「Lプラス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りします。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主として「Lプラス・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りします。）
 - 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
 - 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
 - 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 12) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 14) 外国の者に対する権利で13)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 金利先渡し取引
- 4) 為替先渡し取引
- 5) 有価証券の貸付
- 6) 公社債の空売
- 7) 公社債の借入
- 8) 外国為替予約取引
- 9) 資金の借入

<Lプラス・マザーファンド>

わが国および米国の公社債ならびに有価証券指数等先物取引に係る権利および外国市場証券先物取引に係る権利を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条、第14条および第15条に定めるものに限りします。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りします。）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 12) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 外国の者に対する権利で13)の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。

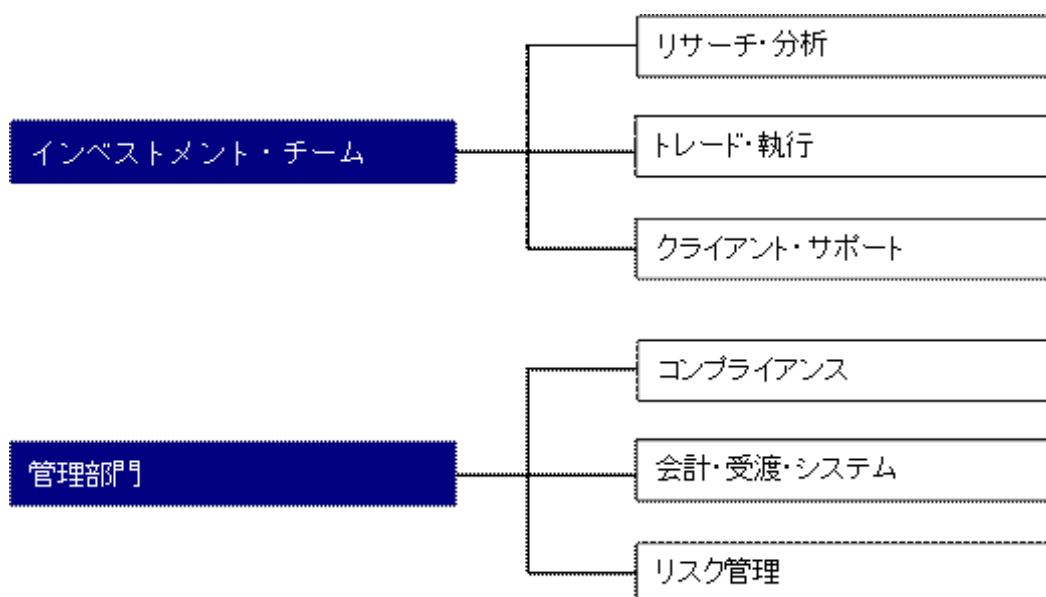
- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 金利先渡し取引
- 4) 為替先渡し取引
- 5) 有価証券の貸付

- 6) 公社債の空売
- 7) 公社債の借入
- 8) 外国為替予約取引

(3) 【運用体制】

＜日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（投資顧問会社）における運用体制＞

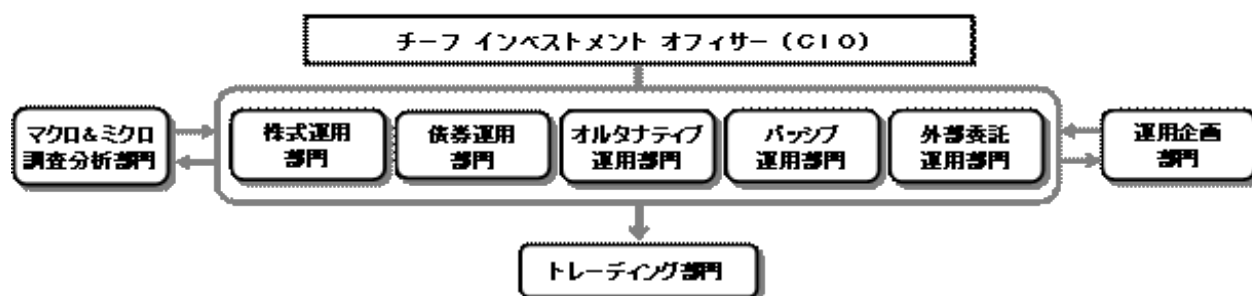
当ファンドの主要投資対象である「Lプラス・マザーファンド」においては、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。



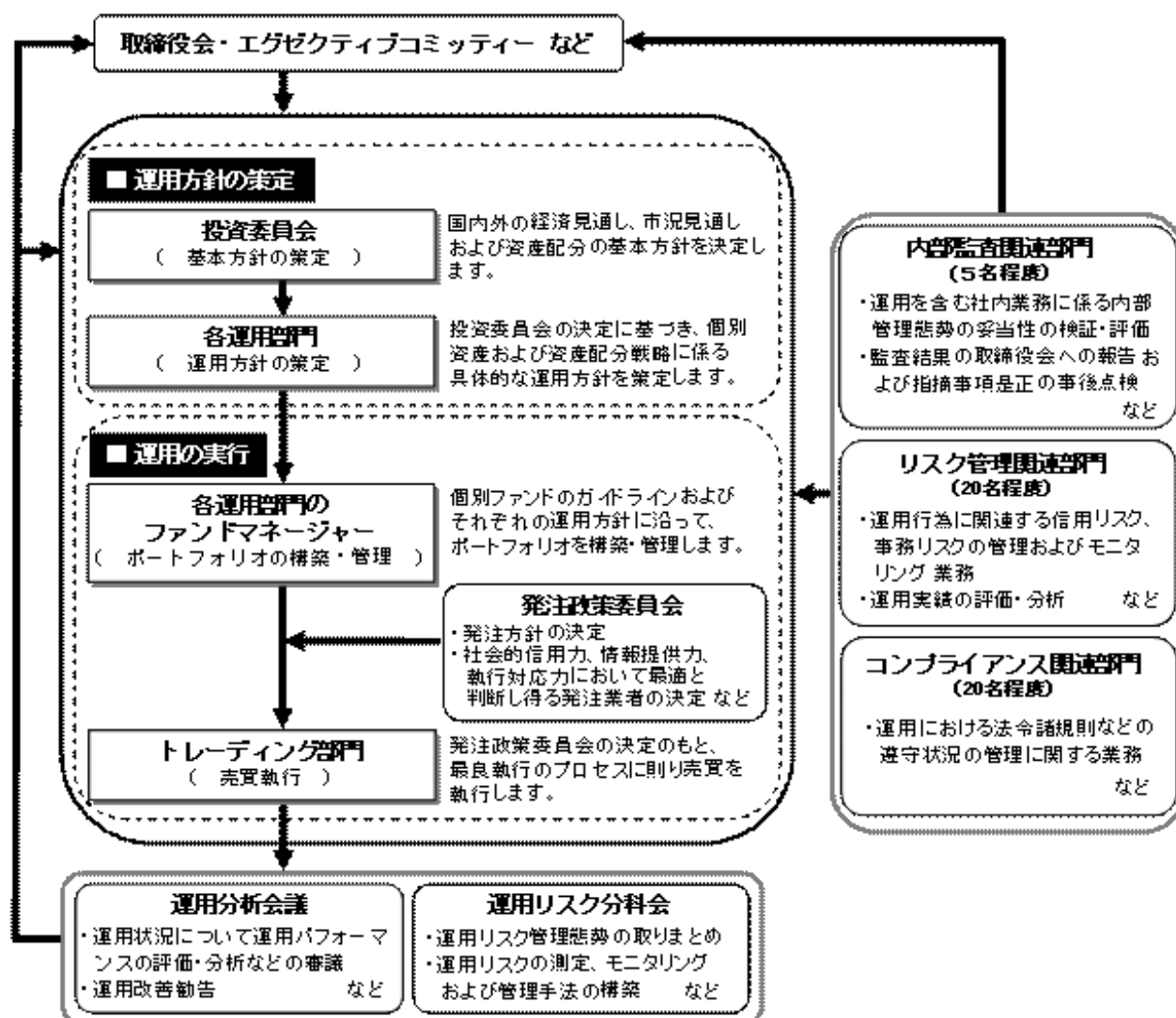
リスク管理は、インベストメント・チームとは独立した立場でマザーファンドのリスク・レベルをモニターしています。

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび運用（投資助言を含みます。）するファンドのモニタリングを行ないます。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】**① 収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象収益の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行なわないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】**① 約款に定める投資制限**

<エル・プラス 2006-02>

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への実質的な投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 12) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額お

よび借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ハ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

<Lプラス・マザーファンド>

- 1) 株式への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。公社債の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ファンドへの投資は投機的で重大なリスクを伴います。ファンドの投資目的が達成される保証はありません。基準価額は変動し、投資金額を下回ることがあります。ファンドの解約、またはファンドの償還において、受益者は投資金額を下回る金額を受領することがあります。
- ・ファンドは、「Lプラス・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、世界各国の債券および通貨への投資に加え、債券先物取引および外国為替予約取引なども行ないます。一般に債券の価格および為替レートは、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。公社債の価格は金利変動の影響を受けるだけでなく、発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに関する外部評価の変化などでも値動きします。理論上、債券先物取引および外国為替予約取引などから生ずる損失に制限はなく、少ない資金で大きな損益を生じさせることがあります。したがって、ファンドの基準価額も変動し、元金を割り込むことがあります。ファンドは、元金が保証されている商品ではありません。
- ・損失を許容できる投資家を除いてはいかなる投資家もファンドに投資するべきではありません。ファンドは非伝統的投資のため、投資家のポートフォリオの一部に限定されることが望ましい投資信託です。ファンドは完全な投資プログラムであることを意図したものではなく、むしろ投資家のポートフォリオの中心となる資産を補完することを意図した分散投資の代替としてのみ機能することを意図したものです。更に、ファンドは市場変動および全ての投資に本質的に伴うリスクにさらされています。したがって、特に以下のリスク要因により、ファンドおよびマザーファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。

■運用リスク、キーパーソンへの依存、利益相反および機会リスク

投資顧問会社がマザーファンドのために用いる戦略が、所期の成果を上げることができないことがあります。ファンドおよびマザーファンドの運用は委託会社、投資顧問会社およびそれらの従業員、コンサルタントなどの力量に大きく依存します。また、ファンドおよびマザーファンドの運用は、投資顧問会社の従業員が関係する第三者とのライセンス契約に基づき提供される定量モデルに、大きく依存します。この分野における委託会社、投資顧問会社またはそれらの従業員の過去の投資実績は、ファンドまたはマザーファンドの将来の結果を示すものではありません。また、投資機会を利用するのに必要な資金が他の投資対象に拘束されているために投資機会を逸する可能性があります。投資顧問会社およびそれらの従業員は、ファンドおよびマザーファンド以外にも、他のファンドまたは投資顧問会社の運用を行なっており、それらの運用において行なう売買が結果としてファンドおよびマザーファンドの利益に反することがあります。

■報酬および費用；ファンドの成功報酬に起因するインセンティブによる相反

ファンドが利益となっているかいないかに関わらず、ファンドの資産から信託報酬が支払われます。ファンドの資産から委託会社に成功報酬が支払われることがあります。成功報酬は、その後直ちに実現されない未実現利益に対して支払われることがあります。成功報酬が支払われた後にファンドが損失を被った場合であっても、支払済みの成功報酬相当額がファンドに戻されることはありません。ファンドのパフォーマンスを基準とする成功報酬を含む信託報酬体系が採用されていることによって、そのような報酬体系がなかった場合と比較して、投資顧問会社がよりリスクの高いまたはより投機的な投資を誘引するインセンティブとなることがあります。この点について、投資顧問会社の利害は受益者の利害に反することがあります。

■ポートフォリオにおける不十分な分散、投資の集中

投資顧問会社は委託会社に代わって、投資方針および投資制限にしたがってマザーファンドのポートフォリオのリスク分散に努めるものの、投資顧問会社はマザーファンドのポートフォリオのうち相対的に大きい割合を少ないインストゥルメントに割り当てることがあります。したがって、インストゥルメントの価格変動によってもたらされる損失は、マザーファンドにとって重大な損失となり、仮により多くのインストゥルメントに投資されていた場合と比較してより大きなマザーファンドの純資産価値の下落となることがあります。このような突発的なマザーファンドの損失は全て、マザーファンドへの投資を通じてファンドの基準価額に影響し、ファンドの受益者に帰属します。

投資顧問会社は、伝統的資産クラスのリターンとの相関が高くないマザーファンドのリターンによってファンドのベンチマークを超過する収益を獲得することを試みますが、様々な市場の指数のリターンと相関が高くないリターンを達成する保証はありません。投資顧問会社が取引する先物取引などはある一定の範囲に限定されていることからマザーファンドのポートフォリオの分散効果は限定的となります。一般に、分散化の程度が少ないポートフォリオは、より広く分散されたポートフォリオと比較して、ポートフォリオのリターンのボラティリティをより大きくし、受益者はより大きなリスクにさらされます。更に、マザーファンドのポートフォリオは特定の先物取引など、特定の種類のリスク・エクスポージャーに集中することがあります。このような集中は全て、マザーファンドのリスクを大きくし、ファンドの受益者に重大な損失をもたらすことがあります。

■内包される高水準のレバレッジ

ファンドおよびマザーファンドの双方とも投資目的の資金の借入れは行ないません。しかし、マザーファンドの行なう先物取引などは、相対的に少ない証拠金に関連する原資産への投資に比べ経済的に同等のエクスポージャーを得ることができることから、先物取引などは高水準のレバレッジを内包する取引契約です。このような先物取引などを用いることによって得られる内包されるレバレッジは、マザーファンドにとって都合の良い環境下においてはファンドの受益者のリターンを増加させることもある一方、重大な損失となることもあります。

■先物取引などに伴うリスク

投資ならびに先物取引などの取引は一般に投機性が高く様々なリスクを伴ない、それらは、高水準のレバレッジ、非流動性、信頼できる相場価格の欠如、信頼できる取引市場の欠如、先物取引などのインストゥルメントとその原資産または他のインストゥルメントとの間の不完全な相関、ボラティリティ、価格に影響を及ぼす政府の介入、および相対取引インストゥルメントに関してはマザーファンド、ファンドのカウンターパーティーの受渡しのフェイルを含み、またこれらに限定されません。上記のリスクは全て受益者を重大な損失にさらす可能性があります。

オプションまたはワラントの取得は、それらオプションまたはワラントに支払われたプレミアム全体を失うリスクにさらされ、相対的に短期間のうちにマザーファンド、ファンドにとって重大な損失となることがあります。カバーされていないオプションの発行は、相対的に短期間のうちに無制限の損失となることがあります。先物取引など（ならびにオプション契約など）、および特定の店頭派生商品インストゥルメントは、マザーファンド、ファンドが行なう特定の種類の取引活動においては重要な役割を果たすことがあり、また特定の環境下では特定のリスクを減らす（ただし取り除くことはできません。）ことに用いられることがある一方、その他の特定の環境下では通常の投資に比べて大きなリスクを伴うことがあります。

■流動性の低下の可能性と取引停止のリスク

金融商品取引所における1日の価格変動制限の運営などから、マザーファンド、ファンドが、常に、金融商品取引所において希望の価格で買売の注文を執行できる保証はありません。また建玉の反対売買を行なうことができる保証もありません。金融商品取引所での取引が停止または制限された場合には、マザーファンド、ファンドは、投資顧問会社および/または委託会社が望ましいと信じる条件で取引出来ないこともあり、またポジションを反対売買できないこともあります。

■取引相手の信用リスク

投資顧問会社および/または委託会社がマザーファンド、ファンドのために取引を行なう組織された市場のいくつかは、外国為替取引契約などの相対市場です。相対市場では、取引決済機関が最終的な取引相手となるのと対照的に、マザーファンド、ファンドの資産は取引相手の信用リスクにさらされています。信用リスクにさらされている価額は、理論的には当該取引相手との取引契約のエクスポージャーの合計額となることから、マザーファンド、ファンドはその資産の全部を失う可能性があります。

■ブローカーの信用リスク

証拠金やプレミアムなどの現金またはその他のマザーファンド、ファンドの資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。マザーファンド、ファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーのうちたった一社の債務不履行が、マザーファンド、ファンドにとって取り返しのつかない損失となることがあります。

■ファンドおよびマザーファンド以外の商品の運用を行なうことによるリスク

ファンド・マネジャー、インベストメント・チーム、投資顧問会社ならびに委託会社は、ファンドおよびマザーファンド以外にも金銭信託または他の投資信託などの運用を担っており、当該金銭信託または他の投資信託で行なう売買ならびに先物取引などが、その結果としてファンドおよび/またはマザーファンドの利益に反することがあります。

■公社債の価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利低下時には価格は上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

■信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

■為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

上記のリスク要因のリストは、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図したものではありません。ファンドへの投資を検討する方は、ファンドへの投資を決断する前に、本書を読み、かつ各専門家などにご相談ください。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

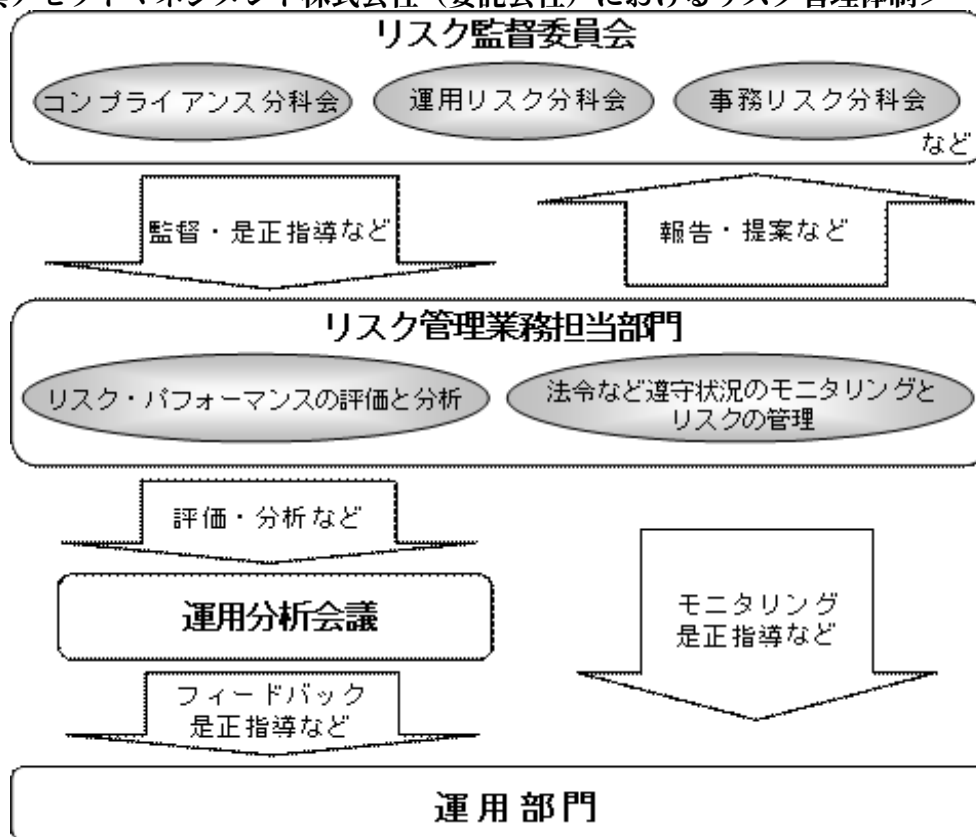
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（投資顧問会社）におけるリスク管理体制＞

インベストメント・チームの担当ファンドマネージャーがマザーファンドのリスクをコントロールすると同時に、リスク管理部門が、マザーファンドに関して、包括的な管理およびリスクを監視しています。リスク管理部門は、インベストメント・チームから独立しています。リスク管理にあたっては、自社開発のモデルに加えて、独立したリスク分析ツールも使われています。当該リスク分析ツールにより計算されたポートフォリオのリスク値は日興アセットマネジメントのリスク管理部門にも日々報告されています。また、マザーファンドの純資産総額、基準価額は日次でモニタリングされ、現金およびポジションは、担当するファンドマネージャーと日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの管理部門との間で日々照合されています。

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



■全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。また、当社外部委託運用部門では外部委託運用機関との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングも行なっています。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

1口当たり157円50銭（税抜150円）（内枠）を上限とします。ただし、5万口以上の申込みの場合、取得申込総口数に応じて1口当たり下記の手数料を返戻します（以下「返戻金」といいます。）。

取得申込総口数	1口当たりの返戻金
5万口未満の場合	なし
5万口以上10万口未満の場合	52円50銭（税抜 50円）
10万口以上50万口以下の場合	105円00銭（税抜100円）
50万口超の場合	115円50銭（税抜110円）

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】**① 信託報酬**

信託報酬の総額は、次のイ）およびロ）の合計額とします。

イ）基準報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.95%の率を乗じて得た額とします。

ロ）成功報酬

毎計算期末または償還日の基準価額、もしくは受益者毎の解約請求受付日の基準価額が下記の「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」を上回るとき、その上回る額に20%を乗じ、さらに該当する受益権口数を乗じて得た額とします。

a) 「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」とは、
各計算期間の「採用計算基準価額」に「1ヵ月円LIBOR指数」を乗じて得た額（円未満四捨五入）とします。

b) 「採用計算基準価額」とは、

i) 計算期間の前計算期間に収益分配を行なったとき

当初設定から前計算期間の全計算期間の末日における基準価額のうち最も高い基準価額をいいます。

ii) 計算期間の前計算期間に収益分配を行なわなかったとき

前計算期間末の基準価額と、前計算期間より前の収益分配を行なった直近の計算期間末に適用される「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」（第1計算期間における採用計算基準価額は、9,843円とします。）のいずれか大きい値とします。

c) 「1ヵ月円LIBOR指数」とは、

・ 計算期間における「金利適用期間」毎の $(1 + L \times D / 360)$ を全て乗じたものとします。

・ Lは金利適用期間初日の前営業日の前日（当該日がロンドンにおける銀行休業日のときはその前ロンドン銀行営業日とします。）の日本円1ヵ月LIBORとし、ロンドン時間当日11時にブルームバーグ画面BBAM1に表示される1ヵ月円LIBOR金利をいいます。

・ Dは金利適用期間の実日数とします。

d) 「金利適用期間」とは、

第1金利適用期間：各計算期間の初日から翌月7日（7日が休業日のときは翌営業日、以下同じ。）まで

第2金利適用期間：第1金利適用期間の最終日の翌日から翌月7日まで

第3金利適用期間以下は前記に準じ、第12金利適用期間までとします。

ただし、第1計算期間の金利適用期間は第1計算期間末日まで、最終計算期間の金利適用期間は償還日までとします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は以下の通りとします。

イ）基準報酬

基準報酬の配分は、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とする残存する全ベビーファンドの純資産総額の販売会社毎の合計額に応じて以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額の合計額	基準報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社

100億円以下の部分	1.95%	1.40%	0.50%	0.05%
100億円超200億円以下の部分		0.90%	1.00%	
200億円超の部分		1.15%	0.75%	

※マザーファンドの投資顧問会社への報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います

※販売会社への配分は消費税等相当額を含みます。

ロ) 成功報酬

成功報酬は全額をマザーファンドの投資顧問会社に支払います。

③ 支払時期

イ) 基準報酬

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに解約または信託終了時において、信託財産から支払います。

ロ) 成功報酬

解約時においては受益者毎の解約金から、毎計算期末または信託終了時においては信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.00735%（税抜0.007%）以内の率を乗じて得た額とします。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人受益者の場合

1) 解約金、償還金の取扱い

解約価額、償還価額の元本超過額が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

2) 収益分配金の取扱い

収益分配金が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

② 法人受益者の場合

1) 解約金、償還金の取扱い

- ・解約価額、償還価額の元本超過額が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収となります。
- ・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 収益分配金の取扱い

- ・収益分配金が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収となります。
- ・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

3) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成21年2月27日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	4,850,191	99.62
日本	4,850,191	99.62
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	18,369	0.38
純資産総額	4,868,561	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

<親投資信託受益証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 －	Lプラス・マザーファンド	2,796,305,418	1.5916 1.7345	4,450,599,740 4,850,191,747	99.62

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.62
合計	99.62

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時（2006年2月28日）	10,000	10,000	17,000	17,000
第1計算期間末（2007年2月7日）	9,781	9,781	14,769	14,769
第2計算期間末（2008年2月7日）	9,957	9,957	8,662	8,662
第3計算期間末（2009年2月9日）	10,033	10,172	5,016	5,086

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2008年2月末日	10,070	8,458
2008年3月末日	10,086	7,765
2008年4月末日	10,244	7,580
2008年5月末日	10,390	7,688
2008年6月末日	10,478	7,753
2008年7月末日	10,487	7,026
2008年8月末日	10,322	6,296
2008年9月末日	10,287	6,171
2008年10月末日	10,156	6,093
2008年11月末日	10,182	5,090
2008年12月末日	10,159	5,079
2009年1月末日	10,182	5,090
2009年2月末日	9,936	4,868

② 【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1計算期間（2006年2月28日～2007年2月7日）	0
第2計算期間（2007年2月8日～2008年2月7日）	0
第3計算期間（2008年2月8日～2009年2月9日）	139

③ 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間（2006年2月28日～2007年2月7日）	△2.19
第2計算期間（2007年2月8日～2008年2月7日）	1.80
第3計算期間（2008年2月8日～2009年2月9日）	2.16

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考) Lプラス・マザーファンド

以下の運用状況は平成21年2月27日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券先物取引等の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
国債証券	50,139,427	66.55
日本	50,139,427	66.55
有価証券先物取引等(買建)	(3,045,703)	(4.04)
ドイツ	(3,045,703)	(4.04)
有価証券先物取引等(売建)	(6,315,130)	(8.38)
日本	(3,766,500)	(5.00)
アメリカ	(2,548,630)	(3.38)
為替予約取引(買建)	(20,645,934)	(27.40)
為替予約取引(売建)	(25,854,242)	(34.31)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	25,206,891	33.45
純資産総額	75,346,318	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（2年）第257回	1.00000 2009-06-15	20,000,000,000	100.09 100.09	20,017,292,676 20,017,292,676	26.57
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（10年）第209回	2.00000 2009-03-20	15,000,000,000	100.07 100.07	15,011,015,049 15,011,015,049	19.92
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（2年）第261回	0.90000 2009-10-15	8,000,000,000	100.38 100.38	8,030,642,552 8,030,642,552	10.66
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（10年）第216回	1.70000 2009-12-21	5,000,000,000	101.13 101.13	5,056,346,744 5,056,346,744	6.71
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（10年）第217回	1.80000 2009-12-21	2,000,000,000	101.21 101.21	2,024,130,096 2,024,130,096	2.69

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
国債証券	66.55
合計	66.55

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

＜有価証券先物取引等＞

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
ドイツ	DEUTSCHLAND 10YR (BUND) FUTURES 2009-03	買建	197	3,071,889,871	3,045,703,430	4.04
合計			—	3,071,889,871	3,045,703,430	4.04
日本	長期国債標準物 2009-03	売建	2,700,000,000	3,773,311,019	3,766,500,000	5.00
アメリカ	US T-NOTE 10YR FUTURES 2009-06	売建	217	2,562,227,703	2,548,630,691	3.38
合計			—	6,335,538,722	6,315,130,691	8.38

＜為替予約取引＞

名称	種類	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
オーストラリアドル	買建	6,302,502,000	6,805,080,000	9.03
アメリカドル	買建	4,973,759,287	5,275,968,701	7.00
スイスフラン	買建	2,134,463,400	2,264,760,000	3.01
ユーロ	買建	1,712,463,798	1,807,478,400	2.40
イギリスポンド	買建	1,316,629,073	1,400,087,700	1.86
ニュージーランドドル	買建	1,153,234,720	1,225,864,000	1.63
ノルウェークローネ	買建	1,059,127,300	1,080,310,000	1.43
カナダドル	買建	757,837,340	786,386,000	1.04
合計		19,410,016,918	20,645,934,801	27.40
アメリカドル	売建	10,279,968,960	10,935,470,788	14.51
スイスフラン	売建	3,660,484,800	3,875,256,000	5.14
イギリスポンド	売建	2,951,815,694	3,069,584,100	4.07
ノルウェークローネ	売建	1,805,717,420	1,933,334,000	2.57
オーストラリアドル	売建	1,527,292,000	1,638,260,000	2.17
ユーロ	売建	1,465,128,944	1,569,129,600	2.08
ニュージーランドドル	売建	1,159,878,640	1,225,864,000	1.63
カナダドル	売建	1,033,917,820	1,105,612,000	1.47
スウェーデンクローナ	売建	480,812,640	501,732,000	0.67
合計		24,365,016,918	25,854,242,488	34.31

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年2月28日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

- ・信託期間中の各月7日（平成18年3月を除きます。当該日が休業日の場合は翌営業日となります。）を解約請求受付日とします。なお、解約請求の受付は、解約請求受付日の前月の最終5営業日間（以下「解約請求期間」といいます。）とします。
- ・取扱時間は解約請求期間中の各営業日の午後4時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までとします。

(2) 解約制限

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約価額

解約請求受付日の基準価額から当該解約に係る1口当たりの成功報酬を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(4) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が元本を超過した額に対し20%）を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(5) 解約単位

1,000口以上1,000口単位

(6) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(7) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

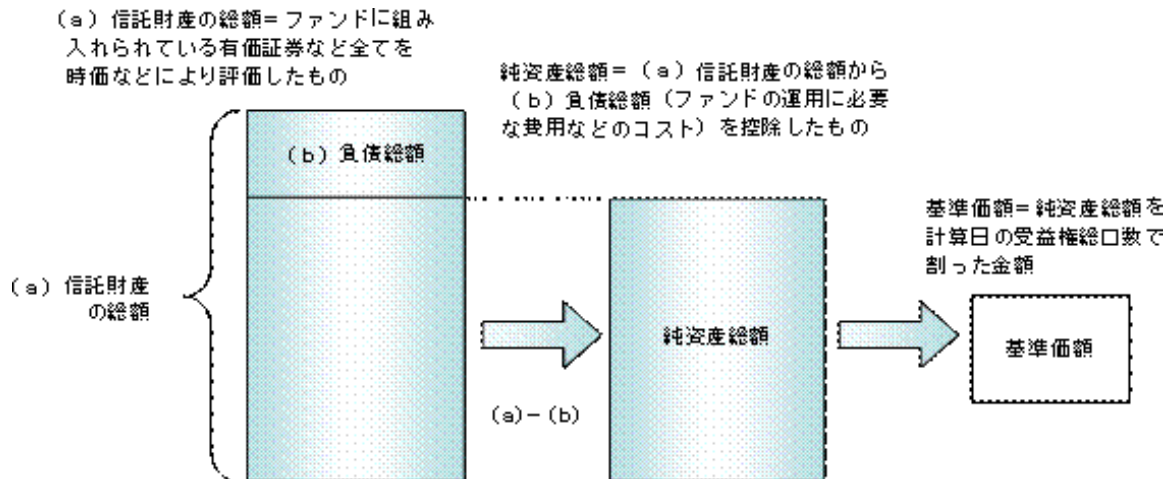
1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b) 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）

c) 価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができません。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

◇有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

◇有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

◇為替予約取引

原則として、基準価額計算日のわが国における対顧客先物相場の仲値で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成23年2月7日までとします（平成18年2月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年2月8日から翌年2月7日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】**① 信託の終了（繰上償還）**

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ロ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

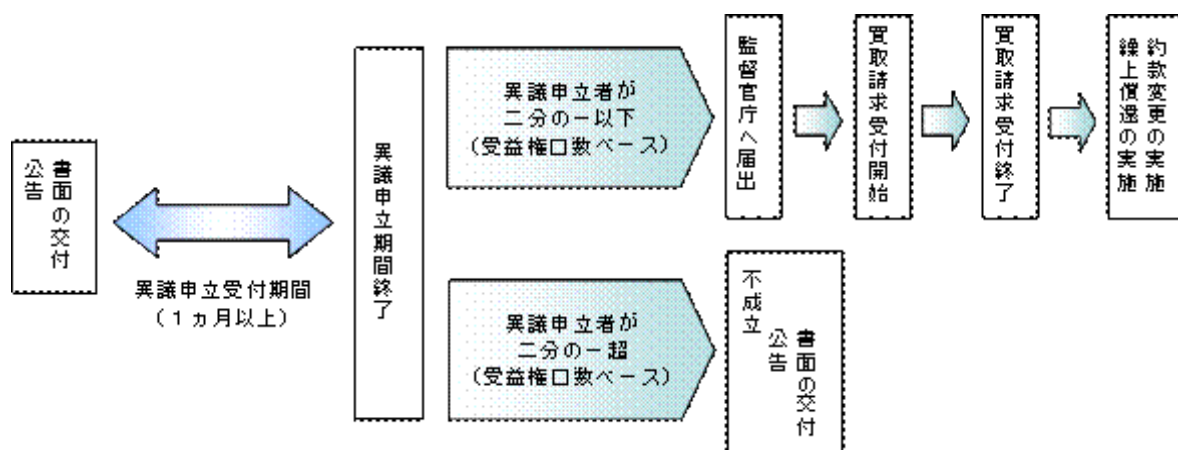
④ 異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間（平成19年2月8日から平成20年2月7日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第3期計算期間（平成20年2月8日から平成21年2月9日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年2月8日から平成20年2月7日まで）及び第3期計算期間（平成20年2月8日から平成21年2月9日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

エル・プラス 2006-02

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科目	期別	第2期	第3期
		平成20年2月7日現在	平成21年2月9日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		115,348,831	73,288,772
親投資信託受益証券		8,634,782,397	5,080,944,851
流動資産合計		8,750,131,228	5,154,233,623
資産合計		8,750,131,228	5,154,233,623
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		-	69,500,000
未払受託者報酬		2,145,113	1,303,667
未払委託者報酬		84,993,934	66,539,306
その他未払費用		347,157	211,240
流動負債合計		87,486,204	137,554,213
負債合計		87,486,204	137,554,213
純資産の部			
元本等			
元本		8,700,000,000	5,000,000,000
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△37,354,976	16,679,410
元本等合計		8,662,645,024	5,016,679,410
純資産合計		8,662,645,024	5,016,679,410
負債純資産合計		8,750,131,228	5,154,233,623

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科目	期別	第2期 自 平成19年2月8日 至 平成20年2月7日	第3期 自 平成20年2月8日 至 平成21年2月9日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		482,760	291,745
有価証券売買等損益		282,720,412	357,954,987
営業収益合計		283,203,172	358,246,732
営業費用			
受託者報酬		5,304,092	3,352,804
委託者報酬		205,035,031	162,956,807
その他費用		729,774	492,735
営業費用合計		211,068,897	166,802,346
営業利益		72,134,275	191,444,386
経常利益		72,134,275	191,444,386
当期純利益		72,134,275	191,444,386
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△330,149,251	△37,354,976
剰余金増加額又は欠損金減少額		220,660,000	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		220,660,000	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	67,910,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	67,910,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金		-	69,500,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△37,354,976	16,679,410

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第2期 自 平成19年2月8日 至 平成20年2月7日	第3期 自 平成20年2月8日 至 平成21年2月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月8日から翌年2月7日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成20年2月8日から平成21年2月9日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 平成20年2月7日現在			第3期 平成21年2月9日現在		
1.	設定年月日	平成18年2月28日	1.	設定年月日	平成18年2月28日
	設定元本額	17,000,000,000 円		設定元本額	17,000,000,000 円
	期首元本額	15,100,000,000 円		期首元本額	8,700,000,000 円
	元本残存率	51.1 %		元本残存率	29.4 %
2.	計算期間末日における 受益権の総数	870,000 口	2.	計算期間末日における 受益権の総数	500,000 口
3.	元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は37,354,976円であります。				

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 平成19年2月8日 至 平成20年2月7日			第3期 自 平成20年2月8日 至 平成21年2月9日		
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	82,824,114 円	1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	85,991,449 円
2.	分配金の計算過程		2.	分配金の計算過程	
A	当ファンドの配当等収益額	482,760 円	A	当ファンドの配当等収益額	291,745 円
B	親ファンドの配当等収益額		B	親ファンドの配当等収益額	
	親ファンド（Lプラス・マザーファンド）	61,933,765 円		親ファンド（Lプラス・マザーファンド）	54,952,950 円
C	配当等収益額合計（A＋B）	62,416,525 円	C	配当等収益額合計（A＋B）	55,244,695 円
D	経費	211,068,897 円	D	経費	166,802,346 円
E	差引配当等収益額（C－D）	△148,652,372 円	E	差引配当等収益額（C－D）	△111,557,651 円
F	当ファンドの当期末残存受益権口数	870,000 口	F	当ファンドの当期末残存受益権口数	500,000 口
G	当ファンドの期中平均残存受益権口数	1,102,142 口	G	当ファンドの期中平均残存受益権口数	654,666 口
H	分配対象配当等収益額（E×F／G）	0 円	H	分配対象配当等収益額（E×F／G）	0 円
I	元本超過額	0 円	I	元本超過額	86,179,410 円
J	当ファンドの分配可能額	0 円	J	当ファンドの分配可能額	86,179,410 円
K	分配可能額（1口当たり）	0 円	K	分配可能額（1口当たり）	172 円
L	分配金額（1口当たり）	0 円	L	分配金額（1口当たり）	139 円
M	収益分配金額	0 円	M	収益分配金額	69,500,000 円

（有価証券に関する注記）

第2期（自 平成19年2月8日 至 平成20年2月7日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8,634,782,397	321,430,400
合計	8,634,782,397	321,430,400

第3期（自 平成20年2月8日 至 平成21年2月9日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,080,944,851	221,541,667
合計	5,080,944,851	221,541,667

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第2期 平成20年2月7日現在	第3期 平成21年2月9日現在
1口当たり純資産額 9,957 円	1口当たり純資産額 10,033 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（親投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	Lプラス・マザーファンド	2,903,562,976	5,080,944,851	
合計		2,903,562,976	5,080,944,851	

（注） 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「Lプラス・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「Lプラス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

Lプラス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成20年2月7日現在	平成21年2月9日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		51,747,365	45,058,506
コール・ローン		44,048,244,639	10,314,628,812
国債証券		99,997,860,492	65,159,420,482
派生商品評価勘定		1,909,827,330	1,564,832,614
未収利息		116,464,150	183,887,665
前払費用		30,589,025	62,013,689
差入委託証拠金		1,912,521,975	2,555,246,326
流動資産合計		148,067,254,976	79,885,088,094
資産合計		148,067,254,976	79,885,088,094
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,093,724,560	1,162,425,012
未払金		19,973,880,000	-
流動負債合計		21,067,604,560	1,162,425,012
負債合計		21,067,604,560	1,162,425,012
純資産の部			
元本等			
元本		75,884,082,511	44,985,774,365
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		51,115,567,905	33,736,888,717
元本等合計		126,999,650,416	78,722,663,082
純資産合計		126,999,650,416	78,722,663,082
負債純資産合計		148,067,254,976	79,885,088,094

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間	自 平成19年2月8日 至 平成20年2月7日	自 平成20年2月8日 至 平成21年2月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	(1) デリバティブ取引 同左 (2) 為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

平成20年2月7日現在			平成21年2月9日現在		
1.	期首	平成19年2月8日	1.	期首	平成20年2月8日
	期首元本額	113,859,221,808 円		期首元本額	75,884,082,511 円
	期首からの追加設定元本額	2,042,311,044 円		期首からの追加設定元本額	5,124,796,005 円
	期首からの解約元本額	40,017,450,341 円		期首からの解約元本額	36,023,104,151 円
	平成20年2月7日現在の元本の内訳 ※			平成21年2月9日現在の元本の内訳 ※	
	L プラス 2002-08 B	543,635,495 円		L プラス 2002-08 B	464,235,034 円
	L プラス 2002-09	362,459,527 円		L プラス 2002-09	58,019,649 円
	L プラス 2002-09 B	362,441,735 円		L プラス 2002-09 B	290,106,431 円
	L プラス 2002-10	301,472,717 円		L プラス 2002-10 B	696,262,754 円
	L プラス 2002-10 B	785,372,283 円		L プラス 2002-10 C	638,211,414 円
	L プラス 2002-10 C	664,513,930 円		L プラス 2002-11	1,169,823,930 円
	L プラス 2002-11	1,567,513,523 円		L プラス 2002-11 B	58,015,314 円
	L プラス 2002-11 B	120,802,196 円		L プラス 2002-12	928,296,696 円
	L プラス 2002-12	1,087,279,335 円		L プラス 2002-12 B	638,214,364 円
	L プラス 2002-12 B	724,931,872 円		L プラス 2003-01	1,218,439,850 円
	L プラス 2003-01	1,268,530,369 円		L プラス 2003-01 B	696,357,840 円
	L プラス 2003-01 B	785,478,731 円		L プラス 2003-03	58,485,557 円
	L プラス 2003-02	60,285,975 円		L プラス 2003-03 B	754,261,281 円
	L プラス 2003-02 B	663,157,520 円		L プラス 2003-04	467,924,397 円
	L プラス 2003-03	361,694,252 円		L プラス 2003-04 B	232,067,544 円
	L プラス 2003-03 B	845,788,958 円		L プラス 2003-05 (適格機 関投資家転売制限付)	935,881,000 円
	L プラス 2003-04	542,583,576 円		L プラス 2003-05 B (適格機 関投資家転売制限付)	1,595,319,533 円
	L プラス 2003-04 B	906,139,551 円		L プラス 2003-06 (適格機 関投資家転売制限付)	1,871,813,055 円
	L プラス 2003-05 (適格機 関投資家転売制限付)	1,205,799,939 円		L プラス 2003-06 B (適格機 関投資家転売制限付)	1,624,561,834 円
	L プラス 2003-05 B (適格機 関投資家転売制限付)	2,265,436,904 円		エル・プラス 2003-07	1,549,937,916 円
	L プラス 2003-05 α (適格機 関投資家転売制限付)	604,059,668 円		L プラス 2003-08 (適格機 関投資家転売制限付)	491,354,310 円
	L プラス 2003-06 (適格機 関投資家転売制限付)	3,979,122,317 円		エル・プラス 2003-09	1,409,549,459 円
	L プラス 2003-06 B (適格機 関投資家転売制限付)	3,352,697,400 円		エル・プラス 2003-10	1,462,188,296 円
	エル・プラス 2003-07	2,441,201,693 円		エル・プラス 2003-11	3,977,560,370 円
	L プラス 2003-08 (適格機 関投資家転売制限付)	506,518,765 円		エル・プラス 2003-12	1,257,470,458 円
	エル・プラス 2003-09	1,995,068,871 円		エル・プラス 2004-07	1,052,799,768 円
	エル・プラス 2003-10	2,773,161,544 円		エル・プラス 2004-10	146,221,792 円
	エル・プラス 2003-11	4,702,202,105 円		L プラス 2004-12 (適格機 関投資家転売制限付)	58,475,003 円
	エル・プラス 2003-12	3,285,681,864 円		エル・プラス 2005-04	760,167,665 円
	エル・プラス 2004-07	2,019,464,664 円		エル・プラス 2005-08	1,169,652,089 円
	エル・プラス 2004-10	150,683,403 円		エル・プラス 2005-12	6,488,141,881 円
	L プラス 2004-12 (適格機 関投資家転売制限付)	602,891,444 円		エル・プラス 2006-02	2,903,562,976 円
	エル・プラス 2005-04	2,712,523,297 円		L プラス 2006-05 (適格機 関投資家転売制限付)	590,824,194 円
	エル・プラス 2005-08	7,173,489,658 円		エル・プラス 2006-07	409,452,594 円
	エル・プラス 2005-12	14,682,418,029 円		L プラス 2007-05 (適格機 関投資家転売制限付)	590,745,363 円
	エル・プラス 2006-02	5,159,406,308 円		L プラス 2007-06 (適格機 関投資家転売制限付)	584,981,031 円
	L プラス 2006-05 (適格機 関投資家転売制限付)	613,074,697 円		L プラス 2007-10 (適格機 関投資家転売制限付)	668,472,602 円
	エル・プラス 2006-07	1,766,144,561 円		L プラス 2008-05 (適格機 関投資家転売制限付)	1,154,070,426 円
	L プラス 2007-05 (適格機 関投資家転売制限付)	622,528,951 円		L プラス 2008-06 (適格機 関投資家転売制限付)	2,645,704,371 円
	L プラス 2007-06 (適格機 関投資家転売制限付)	602,044,571 円		L プラス 2008-08 (適格機 関投資家転売制限付)	1,218,144,324 円
	L プラス 2007-10 (適格機 関投資家転売制限付)	714,380,313 円		(合計)	44,985,774,365 円

(合計) 75,884,082,511 円 2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 75,884,082,511 口	2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 44,985,774,365 口
---	---

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成19年2月8日 至 平成20年2月7日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	99,997,860,492	60,653,052
合計	99,997,860,492	60,653,052

対象期間（自 平成20年2月8日 至 平成21年2月9日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	65,159,420,482	△179,295,904
合計	65,159,420,482	△179,295,904

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

	自 平成19年2月8日 至 平成20年2月7日	自 平成20年2月8日 至 平成21年2月9日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(単位：円)

区分	種 類	平成20年2月7日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	45,850,344,313	-	46,103,878,236	△253,533,923
	買建	67,408,679,230	-	68,029,057,685	620,378,455
合計		113,259,023,543	-	114,132,935,921	366,844,532

(単位：円)

区分	種 類	平成21年2月9日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	14,871,338,061	-	14,683,252,954	188,085,107
	買建	4,799,483,147	-	4,727,313,347	△72,169,800
合計		19,670,821,208	-	19,410,566,301	115,915,307

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(通貨関連)

区分	種 類	平成20年2月7日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	100,571,012,356	-	101,046,731,002	△475,718,646
	アメリカドル	38,046,562,341	-	38,048,326,302	△1,763,961
	カナダドル	11,035,336,320	-	11,093,175,000	△57,838,680
	オーストラリアドル	12,643,946,280	-	13,068,600,000	△424,653,720
	イギリスポンド	17,222,348,355	-	17,245,984,900	△23,636,545
	スイスフラン	17,143,171,210	-	17,105,508,000	37,663,210
	ノルウェークローネ	2,534,193,540	-	2,529,450,000	4,743,540
	ユーロ	1,945,454,310	-	1,955,686,800	△10,232,490
	買建	100,546,772,356	-	101,471,785,640	925,013,284
	アメリカドル	22,350,708,913	-	22,429,212,440	78,503,527
	カナダドル	9,091,148,000	-	9,306,000,000	214,852,000
	オーストラリアドル	31,037,774,460	-	31,629,800,000	592,025,540
	イギリスポンド	13,867,789,037	-	14,006,764,400	138,975,363
	スイスフラン	10,547,942,400	-	10,550,336,000	2,393,600
	ノルウェークローネ	6,593,645,240	-	6,525,750,000	△67,895,240
	ユーロ	7,057,764,306	-	7,023,922,800	△33,841,506
	合計	201,117,784,712	-	202,518,516,642	449,294,638

(単位:円)

区分	種 類	平成21年2月9日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	43,682,954,625	-	44,772,273,668	△1,089,319,043
	アメリカドル	7,528,555,136	-	7,661,404,668	△132,849,532
	カナダドル	2,825,528,150	-	2,981,398,000	△155,869,850
	イギリスポンド	3,988,092,498	-	4,261,274,400	△273,181,902
	スイスフラン	16,597,248,630	-	16,642,021,000	△44,772,370
	スウェーデンクローナ	2,045,651,520	-	2,092,512,000	△46,860,480
	ノルウェークローネ	5,858,529,650	-	6,160,760,000	△302,230,350
	ユーロ	4,839,349,041	-	4,972,903,600	△133,554,559
	買建	40,519,954,625	-	41,895,790,568	1,375,835,943
	アメリカドル	2,457,097,129	-	2,512,686,868	55,589,739
	カナダドル	1,059,796,500	-	1,112,349,000	52,552,500
	オーストラリアドル	3,639,435,040	-	3,784,049,000	144,613,960
	イギリスポンド	2,130,475,276	-	2,333,619,900	203,144,624
	スイスフラン	14,017,907,630	-	14,265,721,000	247,813,370
	スウェーデンクローナ	1,974,918,720	-	2,092,512,000	117,593,280
	ニュージーランドドル	1,182,263,120	-	1,207,016,000	24,752,880
	ノルウェークローネ	4,781,851,200	-	5,131,695,000	349,843,800
	ユーロ	9,276,210,010	-	9,456,141,800	179,931,790
	合計	84,202,909,250	-	86,668,064,236	286,516,900

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成20年2月7日現在		平成21年2月9日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6736 円 (16,736 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7499 円 (17,499 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位：円)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	0042 0253	利付国庫債券（2年）第253回	15,000,000,000	15,000,395,199	
	0042 0257	利付国庫債券（2年）第257回	20,000,000,000	20,020,174,620	
	0042 0261	利付国庫債券（2年）第261回	8,000,000,000	8,033,040,638	
	0067 0209	利付国庫債券（10年）第209回	15,000,000,000	15,020,455,815	
	0067 0216	利付国庫債券（10年）第216回	5,000,000,000	5,059,761,686	
	0067 0217	利付国庫債券（10年）第217回	2,000,000,000	2,025,592,524	
国債証券 計			65,000,000,000	65,159,420,482	
合計			65,000,000,000	65,159,420,482	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年2月27日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	4,873,288,891	円
II 負債総額	4,727,762	円
III 純資産総額（I－II）	4,868,561,129	円
IV 発行済数量	490,000	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	9,936	円

（参考）Lプラス・マザーファンド**純資産額計算書**

I 資産総額	76,861,730,795	円
II 負債総額	1,515,412,011	円
III 純資産総額（I－II）	75,346,318,784	円
IV 発行済数量	43,439,788,480	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.7345	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間（2006年2月28日～2007年2月7日）	1,700,000	190,000
第2計算期間（2007年2月8日～2008年2月7日）	0	640,000
第3計算期間（2008年2月8日～2009年2月9日）	0	370,000

（注）第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成21年3月末現在

資本金	16,403,045,900円
発行可能株式総数	220,000,000株
発行済株式総数	185,012,500株

●過去5年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）

(2) 会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

4名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定することができます。

(平成21年3月末現在)

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成21年3月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	354	58,380
株式投資信託	273	45,695
単位型	41	914
追加型	232	44,781
公社債投資信託	81	12,685
単位型	64	1,009
追加型	17	11,675
投資法人合計	1	44

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日 内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号のただし書きにより、改正後の財務諸表等規則を早期に適用しております。
2. 当社は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金		0		-	
2. 預金		30,386		-	
3. 現金・預金		-		35,432	
4. 有価証券		-		337	
5. 支払委託金		157		-	
(1) 収益分配金	1			-	
(2) 償還金	156			-	
6. 前払費用		236		407	
7. 未収入金		89		7	
8. 未収委託者報酬		10,988		10,138	
9. 未収収益	※4	778		712	
10. 立替金		379		190	
11. 繰延税金資産		1,462		1,901	
12. その他	※3	30		30	
流動資産合計		44,510	69.9	49,158	76.4
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物	※1	55		843	
(2) 器具備品	※1	222		548	
有形固定資産合計		278	0.4	1,391	2.2
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア	※2	171		109	
(2) 電話加入権等	※2	22		21	
無形固定資産合計		193	0.3	131	0.2
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		10,534		4,274	
(2) 関係会社株式		7,880		8,154	
(3) 関係会社長期貸付金		-		60	
(4) 長期差入保証金		870		1,062	
(5) 繰延税金資産		-		661	
(6) その他		4		2	
(7) 子会社投資損失引当金		△576		△576	
投資その他の資産合計		18,713	29.4	13,639	21.2
固定資産合計		19,185	30.1	15,162	23.6
資産合計		63,695	100.0	64,321	100.0

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 預り金			90			150
2. 未払金			6,222			5,073
(1) 未払収益分配金		9			7	
(2) 未払償還金		1,059			353	
(3) 未払手数料		4,622			4,378	
(4) その他未払金		531			333	
3. 未払費用	※4		7,206			6,697
4. 未払法人税等			3,603			5,651
5. 未払消費税等			771			424
6. 賞与引当金			2,406			2,855
7. 役員賞与引当金			265			320
8. その他			-			212
流動負債合計			20,565	32.3		21,384
II 固定負債						
1. 退職給付引当金			528			624
2. 繰延税金負債			880			-
3. その他			102			102
固定負債合計			1,511	2.4		727
負債合計			22,076	34.7		22,112
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金			16,223	25.5		16,287
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		4,092			4,157	
(2) その他資本剰余金		4			4	
資本剰余金合計			4,097	6.4		4,161
3. 利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		20,616			21,660	
利益剰余金合計			20,616	32.3		21,660
株主資本合計			40,937	64.2		42,109
II 評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金			682	1.1		99
評価・換算差額等合計			682	1.1		99
純資産合計			41,619	65.3		42,208
負債純資産合計			63,695	100.0		64,321

(2) 【損益計算書】

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1. 委託者報酬			69,882			87,292	
2. その他営業収益			3,810			3,894	
営業収益計			73,693	100.0		91,186	100.0
II 営業費用							
1. 支払手数料			29,319			36,598	
2. 広告宣伝費			3,163			4,770	
3. 公告費			27			42	
4. 受益証券発行費			78			13	
5. 調査費			14,809			17,679	
調査費		719			868		
委託調査費		14,066			16,792		
図書費		24			19		
6. 委託計算費			465			554	
7. 営業雑経費			1,077			1,002	
通信費		200			237		
印刷費		581			430		
協会費		38			44		
諸会費		9			9		
その他		247			280		
営業費用計			48,941	66.4		60,661	66.5
III 一般管理費							
1. 給料	※1		6,948			8,005	
役員報酬		209			220		
役員賞与引当金繰入額		265			320		
給料・手当		4,020			4,578		
賞与		48			31		
賞与引当金繰入額		2,406			2,855		
2. 交際費			51			100	
3. 寄付金			35			19	
4. 旅費交通費			353			446	
5. 租税公課			327			341	
6. 不動産賃借料			553			1,164	
7. 退職給付費用			273			327	
8. 退職金			67			231	
9. 固定資産減価償却費			292			446	
10. 諸経費			3,353			3,806	
一般管理費計			12,257	16.6		14,890	16.3
営業利益			12,493	17.0		15,634	17.2
IV 営業外収益							
1. 受取利息			0			1	
2. 受取配当金			273			63	
3. 時効成立分配金・償還金			622			689	
4. その他			35			71	
営業外収益計			931	1.2		826	0.9
V 営業外費用							
1. 支払利息			17			16	
2. 時効成立後支払分配金・償還金			116			90	
3. 弁護士報酬等			84			31	
4. その他			13			12	
営業外費用計			230	0.3		150	0.2
経常利益			13,194	17.9		16,310	17.9

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 (%)	金額（百万円）		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益			344			560	
2. 退職給付制度移行益			442			-	
特別利益計			786	1.1		560	0.6
VII 特別損失							
1. 投資有価証券売却損			100			390	
2. 固定資産処分損			-			46	
3. 移転費用			160			110	
4. 関係会社株式評価損			-			2,618	
5. その他			20			7	
特別損失計			281	0.4		3,172	3.5
税引前当期純利益			13,699	18.6		13,697	15.0
法人税、住民税及び事業税		3,506			7,266		
法人税等調整額		133	3,639	4.9	△1,581	5,685	6.2
当期純利益			10,060	13.7		8,012	8.8

（３）【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年３月31日残高（百万円）	16,174	4,043	4	4,048
事業年度中の変動額				
新株の発行	48	48		48
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	48	48	-	48
平成19年３月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
	繰越利益剰余金		
平成18年 3 月31日残高（百万円）	11,836	11,836	32,059
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当	△1,280	△1,280	△1,280
当期純利益	10,060	10,060	10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	8,779	8,779	8,877
平成19年 3 月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年３月31日残高（百万円）	450	450	32,509
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当			△1,280
当期純利益			10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	231	231	231
事業年度中の変動額合計（百万円）	231	231	9,109
平成19年３月31日残高（百万円）	682	682	41,619

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097
事業年度中の変動額				
新株の発行	64	64		64
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	64	64	-	64
平成20年3月31日残高（百万円）	16,287	4,157	4	4,161

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当	△6,969	△6,969	△6,969
当期純利益	8,012	8,012	8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	1,043	1,043	1,172
平成20年3月31日残高（百万円）	21,660	21,660	42,109

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	682	682	41,619
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当			△6,969
当期純利益			8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	△582	△582	△582
事業年度中の変動額合計（百万円）	△582	△582	589
平成20年3月31日残高（百万円）	99	99	42,208

重要な会計方針

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 1年～7年 器具備品 1年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (追加情報) 一部の有形固定資産については、平成19年8月末までに予定している事務所移転計画に基づき、使用可能期間を合理的に見積もり、耐用年数を短縮しております。この変更により、一般管理費は92百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は同額減少し、当期純利益は55百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 子会社投資損失引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対象表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は41,619百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）を適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。	(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期（平成19年3月31日）	第49期（平成20年3月31日）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 107 百万円 器具備品 206 百万円 ※2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 265 百万円 電話加入権等(電信電話専用権) 3 百万円 ※3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 95 百万円 (流動負債) 未払費用 427 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務213百万円に対して保証を行っております。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166 百万円 器具備品 210 百万円 ※2. — ※3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77 百万円 (流動負債) 未払費用 693 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 540 百万円以内 監査役 年額 80 百万円以内	※1. —

(株主資本等変動計算書関係)

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)		当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
		第三者割当	株式分割		
普通株式(注)	1,829,125	4,900	181,568,475	—	183,402,500

(注)平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		前事業 年度末	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業 年度末	
平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,960,000	—	440,000	6,520,000	—
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,680,000	—	230,000	3,450,000	—
平成18年度ストックオプション	普通株式	—	1,610,000	60,000	1,550,000	—
合 計		22,640,000	1,610,000	730,000	23,520,000	—

(注)1. 平成16年度ストックオプション(1)のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(2)のうち、5,320,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションの減少は、新株予約権の失効によるものであります。

5. 平成18年度ストックオプションの増加は、新株予約権の発行によるものであります。

6. 平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。なお、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,280	700	平成18年3月31日	平成18年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(注) 当社は、平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。分割後の株式数で計算した平成18年6月20日決議の、1株当たり配当額は7円であります。

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	—	520,000	6,000,000	—
	平成17年度ストックオプション	普通株式	3,450,000	—	310,000	3,140,000	—
	平成18年度ストックオプション	普通株式	1,550,000	—	80,000	1,470,000	—
	平成19年度ストックオプション(1)	普通株式	—	4,250,000	110,000	4,140,000	—
	平成19年度ストックオプション(2)	普通株式	—	30,000	—	30,000	—
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	—

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
3. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
4. 平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																		
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>百万円 12</td><td>百万円 7</td><td>百万円 4</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>3百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4百万円</td></tr></table> (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>4百万円</td></tr></table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 <table><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>1 年内</td><td>1,145百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>2,751百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,896百万円</td></tr></table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4	1年内	3百万円	1年超	0百万円	合計	4百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4百万円	未経過リース料		1 年内	1,145百万円	1 年超	2,751百万円	合計	3,896百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。 2. オペレーティング・リース取引 <table><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>1 年内</td><td>906百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>1,849百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,755百万円</td></tr></table>	未経過リース料		1 年内	906百万円	1 年超	1,849百万円	合計	2,755百万円
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																																
器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4																																
1年内	3百万円																																		
1年超	0百万円																																		
合計	4百万円																																		
支払リース料	4百万円																																		
減価償却費相当額	4百万円																																		
未経過リース料																																			
1 年内	1,145百万円																																		
1 年超	2,751百万円																																		
合計	3,896百万円																																		
未経過リース料																																			
1 年内	906百万円																																		
1 年超	1,849百万円																																		
合計	2,755百万円																																		

(有価証券関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	36	28
	そ の 他	6,508	7,643	1,135
	小 計	6,515	7,679	1,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	2,602	2,587	△ 14
	小 計	2,602	2,587	△ 14
合 計		9,117	10,267	1,150

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,827	316	100

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	167
その他 投資証券	100
合 計	267

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式20百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	2,667	320	2,793
合 計	-	2,667	320	2,793

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	992	86
合 計	905	992	86

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	△ 255
	小 計	1,545	1,289	△ 255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	787	△ 117
合 計	905	787	△ 117

(持分法損益等)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519

(退職給付関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバラン スプラン型企業年金制度、適格退職年金制度及び退職 一時金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 退職給付債務</td><td>△ 1,459</td></tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td><td>728</td></tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>△ 730</td></tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>202</td></tr> <tr> <td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>△ 528</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 勤務費用</td><td>70</td></tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td><td>27</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td><td>△ 4</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>26</td></tr> <tr> <td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>152</td></tr> <tr> <td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>273</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	△ 1,459	ロ. 年金資産	728	ハ. 未積立退職給付債務	△ 730	ニ. 未認識数理計算上の差異	202	ホ. 退職給付引当金残高	△ 528	イ. 勤務費用	70	ロ. 利息費用	27	ハ. 期待運用収益	△ 4	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152	ヘ. 退職給付費用合計	273	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 退職給付債務</td><td>△ 1,502</td></tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td><td>688</td></tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>△ 813</td></tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>188</td></tr> <tr> <td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>△ 624</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ. 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td><td>29</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td><td>△ 5</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>32</td></tr> <tr> <td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>174</td></tr> <tr> <td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>327</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	△ 1,502	ロ. 年金資産	688	ハ. 未積立退職給付債務	△ 813	ニ. 未認識数理計算上の差異	188	ホ. 退職給付引当金残高	△ 624	イ. 勤務費用	96	ロ. 利息費用	29	ハ. 期待運用収益	△ 5	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174	ヘ. 退職給付費用合計	327	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ. 退職給付債務	△ 1,459																																																												
ロ. 年金資産	728																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	△ 730																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	202																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	△ 528																																																												
イ. 勤務費用	70																																																												
ロ. 利息費用	27																																																												
ハ. 期待運用収益	△ 4																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	273																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												
イ. 退職給付債務	△ 1,502																																																												
ロ. 年金資産	688																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	△ 813																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	188																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	△ 624																																																												
イ. 勤務費用	96																																																												
ロ. 利息費用	29																																																												
ハ. 期待運用収益	△ 5																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	327																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												

(ストックオプション等関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション（１）	平成16年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション（３）	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8月31日	平成16年 8月31日
権利確定前（株）		
期首	2,040,000	2,720,000
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利未確定残	0	680,000
権利確定後（株）		
期首	3,960,000	3,280,000
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	5,320,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1月11日、平成17年 1月28日 平成17年 5月24日、平成17年 6月22日	平成18年 2月14日
権利確定前（株）		
期首	6,960,000	3,680,000
付与	0	0
失効	440,000	230,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,520,000	3,450,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	1,270,000	340,000
失効	50,000	10,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,220,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち、平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち、平成18年7月18日付与ストックオプションについては、公正な評価単価に代え、本源的価値（当社株式評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション（１）	平成16年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション（３）	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1 名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）１	普通株式4,250,000株	普通株式30,000株
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年 7 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成22年 3 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 7 月19日から 平成29年 7 月18日まで	平成22年 3 月19日から 平成30年 3 月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前（株）		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後（株）		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前（株）		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前（株）		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与日	平成19年７月27日	平成20年３月31日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後（株）	—	—
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注)株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月６日付けで、普通株式１株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8月31日	平成16年 8月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1月11日、平成17年 1月28日 平成17年 5月24日、平成17年 6月22日	平成18年 2月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4月28日	平成18年 7月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	0
	平成19年度ストックオプション（1）	平成19年度ストックオプション（2）
付与日	平成19年 7月27日	平成20年 3月31日
権利行使価格（円）（注）1	450	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	0	0

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6日付けで、普通株式 1株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

第48期（平成19年3月31日）	第49期（平成20年3月31日）																																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>979</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>285</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>197</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,462</u></td></tr> </table> 繰延税金資産（固定） <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>214</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td>234</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>154</td></tr> <tr> <td></td><td><u>603</u></td></tr> </table> 繰延税金資産合計 <table> <tr> <td></td><td><u>2,065</u></td></tr> </table> 繰延税金負債（固定） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>467</td></tr> <tr> <td>法人税法上の子会社株式譲渡損</td><td>1,016</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>1,484</u></td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td><u>581</u></td></tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	979	未払事業税	285	その他	197		<u>1,462</u>	退職給付引当金超過額	214	子会社投資損失引当金	234	その他	154		<u>603</u>		<u>2,065</u>	その他有価証券評価差額金	467	法人税法上の子会社株式譲渡損	1,016	繰延税金負債合計	<u>1,484</u>		<u>581</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>1,161</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>551</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>188</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,901</u></td></tr> </table> 繰延税金資産（固定） <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>254</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td>234</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>240</td></tr> <tr> <td></td><td><u>729</u></td></tr> </table> 繰延税金資産合計 <table> <tr> <td></td><td><u>2,630</u></td></tr> </table> 繰延税金負債（固定） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>68</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>68</u></td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td><u>2,562</u></td></tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	1,161	未払事業税	551	その他	188		<u>1,901</u>	退職給付引当金超過額	254	子会社投資損失引当金	234	その他	240		<u>729</u>		<u>2,630</u>	その他有価証券評価差額金	68	繰延税金負債合計	<u>68</u>		<u>2,562</u>
賞与引当金繰入超過額	979																																																		
未払事業税	285																																																		
その他	197																																																		
	<u>1,462</u>																																																		
退職給付引当金超過額	214																																																		
子会社投資損失引当金	234																																																		
その他	154																																																		
	<u>603</u>																																																		
	<u>2,065</u>																																																		
その他有価証券評価差額金	467																																																		
法人税法上の子会社株式譲渡損	1,016																																																		
繰延税金負債合計	<u>1,484</u>																																																		
	<u>581</u>																																																		
賞与引当金繰入超過額	1,161																																																		
未払事業税	551																																																		
その他	188																																																		
	<u>1,901</u>																																																		
退職給付引当金超過額	254																																																		
子会社投資損失引当金	234																																																		
その他	240																																																		
	<u>729</u>																																																		
	<u>2,630</u>																																																		
その他有価証券評価差額金	68																																																		
繰延税金負債合計	<u>68</u>																																																		
	<u>2,562</u>																																																		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.6%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額の影響等</td><td>△ 14.6%</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td><u>26.6%</u></td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		評価性引当額の影響等	△ 14.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.6%</u>	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。																																						
法定実効税率	40.6%																																																		
(調整)																																																			
評価性引当額の影響等	△ 14.6%																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.4%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.6%</u>																																																		

(関連当事者情報)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	16,595	未払手数料	3,166

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シティグループ・インク（ニューヨーク証券取引所等に上場）

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

（注）平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロンドン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

(1株当たり情報)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	226円92銭	1株当たり純資産額	229円33銭
1株当たり当期純利益	54円89銭	1株当たり当期純利益	43円54銭
当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。当該株式分割が平成17年4月1日に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報は、以下の通りであります。 1株当たり純資産額 177円73銭 1株当たり当期純利益 22円97銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益（百万円）	10,060	8,012
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	10,060	8,012
普通株式の期中平均株式数（千株）	183,272	184,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション（1）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（2）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（3）6,520,000株、平成17年度ストックオプション3,450,000株、平成18年度ストックオプション1,550,000株。	平成16年度ストックオプション（1）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（2）6,000,000株、平成16年度ストックオプション（3）6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション（1）4,140,000株、平成19年度ストックオプション（2）30,000株。

(重要な後発事象)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成18年4月27日開催の臨時株主総会及び平成19年3月28日開催の取締役会にて、645,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

① 割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
② 発行価額	1株につき金200円
③ 資本組入額	100円
④ 払込期日	平成19年4月13日

2. 株式の取得

当社は、平成19年4月20日をもって中国の融通(ロンドン)基金管理有限公司株式の40%を取得いたしました。

① 主旨及び目的	事業の拡大
② 株式取得先	同社既存大株主からの譲受
③ 会社名	融通(ロンドン)基金管理有限公司
④ 事業内容	アセットマネジメント業
⑤ 規模	平成18年12月31日現在
	営業収益 1,959百万円
	営業利益 356百万円
	当期純利益 300百万円
	総資産 2,379百万円
	純資産 2,281百万円

3. 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているP F日興・ピムコ・海外短期債券ファンド（適格機関投資家転売制限付）（2,585百万円 当事業年度末現在）が平成19年8月6日に繰上償還されることを、平成19年5月29日に金融庁に届出ております。

4. 新株予約権（ストックオプション）の発行

当社は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議をいたしました。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 対象者 | 当社及び関係会社の取締役・従業員 |
| ② 新株予約権の数 | 430個 |
| ③ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,300,000株 |
| ④ 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| ⑤ 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり金450円 |
| ⑥ 新株予約権の行使期間 | 募集事項を決定する取締役会決議日から2年を経過した日の翌日より8年以内。新株予約権の行使時において当社が株式公開していることを要するが、募集事項を決定する取締役会決議日から5年を経過した日まででに当社が株式公開しない場合には、当社は当該新株予約権を取得することができ |

る。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

- | | |
|---------|-------------------|
| ① 割当先 | 日興アセットマネジメント社員持株会 |
| ② 発行価額 | 1株につき金239円 |
| ③ 資本組入額 | 1株につき金119円50銭 |
| ④ 払込期日 | 平成20年6月23日 |

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金 30,012

有価証券 924

未収委託者報酬 8,318

未収収益 1,266

その他 ※ 2 1,328

流動資産合計 41,851

固定資産

有形固定資産 ※ 1 1,035

無形固定資産 113

投資その他の資産

投資有価証券 1,792

関係会社株式 8,154

長期差入保証金 1,037

繰延税金資産 1,021

その他 60

子会社投資損失引当金 △576

投資その他の資産合計 11,490

固定資産合計 12,640

資産合計 54,491

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
未払金	4,598
未払費用	6,024
未払法人税等	405
未払消費税等	77
賞与引当金	893
役員賞与引当金	135
その他	98
流動負債合計	12,233
固定負債	
退職給付引当金	654
その他	102
固定負債合計	757
負債合計	12,990
純資産の部	
株主資本	
資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,901
利益剰余金合計	20,901
株主資本合計	41,581
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△80
評価・換算差額等合計	△80
純資産合計	41,500
負債純資産合計	54,491

（２）中間損益計算書**（単位：百万円）**

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		34,178
その他営業収益		1,588
営業収益合計		35,766
営業費用及び一般管理費	※ 1	32,320
営業利益		3,446
営業外収益	※ 2	394
営業外費用	※ 3	71
経常利益		3,769
特別利益	※ 4	38
特別損失	※ 5	361
税引前中間純利益		3,447
法人税、住民税及び事業税		390
法人税等調整額		1,055
中間純利益		2,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	16,287
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	16,403
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	4,157
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	4,272
その他資本剰余金	
前期末残高	4
当中間期末残高	4
資本剰余金合計	
前期末残高	4,161
当中間期変動額	
新株の発行	115
当中間期変動額合計	115
当中間期末残高	4,277
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	21,660
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
当中間期変動額合計	△758
当中間期末残高	20,901
利益剰余金合計	
前期末残高	21,660
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
当中間期変動額合計	△758
当中間期末残高	20,901
株主資本合計	
前期末残高	42,109
当中間期変動額	
新株の発行	230
剰余金の配当	△2,760

中間純利益	<u>2,002</u>
当中間期変動額合計	<u>△528</u>
当中間期末残高	<u>41,581</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△180</u>
当中間期末残高	<u>△80</u>
評価・換算差額等合計	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△180</u>
当中間期末残高	<u>△80</u>
純資産合計	
前期末残高	42,208
当中間期変動額	
新株の発行	230
剰余金の配当	△2,760
中間純利益	2,002
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>△180</u>
当中間期変動額合計	<u>△708</u>
当中間期末残高	<u>41,500</u>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上 しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給 見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生している と認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時にお ける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第50期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 752 百万円 ※2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務107百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	375 百万円
無形固定資産	29 百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	1 百万円
受取配当金	6 百万円
時効成立分配金・償還金	98 百万円
有価証券売却益	156 百万円
有価証券償還益	42 百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	7 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	24 百万円
※4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	38 百万円
※5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	111 百万円
投資有価証券評価損	249 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第50期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
平成16年度ストックオプション（１）	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション（２）	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
平成16年度ストックオプション（３）	普通株式	6,000,000	—	270,000	5,730,000	—
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,140,000	—	150,000	2,990,000	—
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,470,000	—	40,000	1,430,000	—
平成19年度ストックオプション（１）	普通株式	4,140,000	—	60,000	4,080,000	—
平成19年度ストックオプション（２）	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
合計		26,780,000	—	520,000	26,260,000	—

(注) 1. 平成16年度ストックオプション（１）のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（２）のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション（３）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（１）及び平成19年度ストックオプション（２）は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 平成16年度ストックオプション（３）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（１）の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当事項はありません。			
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料			
1年内	906	百万円	
1年超	1,394	百万円	
合計	2,300	百万円	

(有価証券関係)

第50期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
① 株式	7	20	13
② その他	2,624	2,474	△149
合 計	2,631	2,495	△136

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期末においてはその他投資有価証券について、249百万円の減損処理を行っております。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	905	655	△249
合 計	905	655	△249

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,780
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
① 非上場株式	121
② その他	100

(持分法損益等)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	(単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	5,046
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	665

(ストックオプション等関係)

第50期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	224円31銭
1株当たり中間純利益	10円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第50期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益 (百万円)	2,002
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	2,002
普通株式の期中平均株式数 (千株)	184,569
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,730,000株 平成17年度ストックオプション 2,990,000株 平成18年度ストックオプション 1,430,000株 平成19年度ストックオプション(1) 4,080,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

(重要な後発事象)

第50期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
日興シティ信託銀行株式会社	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成20年12月末現在)	事業の内容
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	181百万米ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

※日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの「資本金の額」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しています。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

日興アセットマネジメント株式会社の100%子会社のホールディングカンパニーである「日興米州ホールディング株式会社」が、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの発行済株式数の100%を保有しております。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成20年5月2日	有価証券報告書
平成20年11月6日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年3月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士 柴 毅
業務執行社員	

指 定 社 員	公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエル・プラス 2006-02の平成19年2月8日から平成20年2月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エル・プラス 2006-02の平成20年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエル・プラス 2006-02の平成20年2月8日から平成21年2月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エル・プラス 2006-02の平成21年2月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

指定社員

公認会計士 鳥飼 裕一

業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象2. に、株式の取得に関する記載がある。
2. 重要な後発事象4. に、新株予約権（ストックオプション）の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 柴 毅

指定社員
業務執行社員

公認会計士 辻 村 和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。